

広報・広聴事業の取扱いについて（その 1）

広報・広聴事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 16 年 2 月 12 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

広報・広聴事業の取扱いについて（その 1）

（広報関係）

広報紙は、月 1 回発行する。
発行日、配布方法等については、合併時に統一する。
その他の広報資料は、新市において調整する。

（広聴関係）

行政座談会、行政相談、意見箱等については、新市において調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第28-1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	28. 広報・広聴事業の取扱い	中項目	2. 広聴事業の取扱い
確認の内容			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
行政座談会 開催回数 開催規模 住民参加状況 行政側出席者	年間 1回 町内12カ所 1回当り 50～60人程度 四役以下、課長全員出席	年間 1～2回程度 大字単位(12カ所) 1回当り 30～50人程度 四役以下、課長全員出席	2年間に1回開催 大字単位(36カ所) 1回当り 50人程度 四役以下、課長全員出席	年間 1回開催 自治区ごと(35地区) 対象戸数の50%程度 四役以下、課長全員出席	年間 1回開催 校区単位(5校区) 1回当り 30人程度 四役以下、課長全員出席	必要に応じて 自治区ごと(20地区) 対象戸数の50%程度 四役以下、課長全員出席	随時(必要に応じて) 各行政区(47)又は9～16ブロック 1回当り 対象戸数の30～50% 四役以下、担当課長 (必要に応じて課長全員)	行政座談会、行政相談、意見箱等については、新市において調整する <p style="text-align: center;">(平成16年2月2日専門部会案)</p>
行政相談等 注)町が実施しているものを対象。法務局や社協の分は対象外。	無	村長ふれあい相談 相談日：毎月第1月曜日 ……村長のみ対応 平均相談者数：2人/回 第1月曜日が休日の場合は第2月曜日	町民相談日 相談日：毎月原則1日 ……町長のみ対応 平均相談者数：6～10人/回	無	無	無	無	行政座談会、行政相談、意見箱等については、新市において調整する <p style="text-align: center;">(平成16年2月6日幹事会案)</p>
意見箱等 設置場所 意見への対応	無	無	無	無	庁舎1階階段下 町長が直接対応	役場入り口 中央公民館入り口 内容に応じて処理	意見箱「声」設置 役場庁舎内(町民室) 町長が直接対応又は担当課長に対応を指示する	
モニター制度	無	無	町政モニター 人員：15名 報酬：1人 年間：9,500円 任期：2年間(再任なし) 内容： ……町政に対する意見・要望・参考となる事項をアドバイス情報として提出 条例制定：昭和63年3月	無	無	無	無	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第28-1号

大野郡5町2村合併協議会

広報・広聴の取扱いについての基本的な考え方

新市において、情報公開を徹底し、開かれた行政運営を推進するためには、広報・広聴活動を充実することが求められています。

そのために、広報紙はもとより、公民館だより等の各種機関紙、電光掲示板、有線・無線放送等の内容と提供媒体の充実・整備を図るとともに、住民座談会、市政意見箱の設置等、より多くの市民の声が市政に反映できるように努めていかなければなりません。

先進事例

北蒲原郡合併協議会（新潟県 H 16.4.1 合併予定 新市名 阿賀野市）

1．広報に関すること。

(1) 広報紙等の発行

広報紙は、月1回発行し、発行日は1日とする。

お知らせ版は、月2回発行し、発行日は1日及び15日とする。

(2) ホームページの開設

新市において、新たに開設する。

2．広聴に関すること。

(1) 広聴制度

水原町の例により実施する。ただし、行政モニター制度は廃止する。

東かがわ市（香川県 H 15.4.1 合併）

相談事業については、新市において現行の相談事業が実施できるよう調整する。

広報紙については、毎月発行とする。その他の広聴広報関係事業については、新市において調整する。

東宇和・三瓶町合併協議会（愛媛県 H 16.4.1 合併予定 新市名 西予市）

1．広報紙については毎月20日に発行し、配布方法については、合併時に調整する。

2．ホームページは合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。

3．防災行政無線については合併時に調整し、引き続き情報の提供に努めるものとする。

4．相談業務については、合併時に現行の相談業務が実施できるよう調整する。

石部・甲西合併協議会（滋賀県 H 16.10.1 合併予定 新市名 湖南市）

1．広報紙については、合併時に統合し情報の提供に努める。

2．広報紙以外の広報広聴活動については、当面現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。

3．相談業務については、新市において調整し拡充に努める。

大分県内の先進事例

佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会（H 17.3.3 合併予定 新市名 佐伯市）

1．市報の発行回数は、当分の間、月2回とする。なお、配布方法は、自治委員（区長）を通じて配布する。

2．点字広報及び声の広報は、新市において発行する。

3．市政モニター制度は、新市において設置要綱を定め実施する。

4．行政懇談会は、新市において実施する。

5．その他の公聴活動は、新市において実施し充実を図る。

竹田直入地域市町合併協議会（H 17.3.31 合併予定）

1．広報紙は、毎月1回発行し、発行日は合併時まで調整する。

2．広報紙の住民以外の配布については現行のとおりとし、配布先については、合併時まで調整する。

3．防災行政無線による広報については、放送時間、回数、内容など合併時まで調整し、現行のとおり活用を図る。

4．モニター制度、ホームページによる広聴制度は、合併時まで竹田市の例により調整する。

西高地域1市2町合併協議会（H 17.3.31 合併予定 新市名 豊後高田市）

広報広聴関係事業については、新市において充実を図る。

日田市郡合併協議会（H 17.3.22 合併予定 新市名 日田市）

1．広報紙については毎月2回発行とし、名称、発行期日、仕様、発行部数等については合併までに調整する。

（理由）

広報紙は、行政が住民に対し広く情報を周知する最も有効な手段であり、合併後も適宜、適切な情報提供を図るため、月二回の発行とする。

2．ホームページについては合併までに統合し、引き続き情報の提供に努める。

（理由）

紙面としての広報と同様に、インターネットを活用しての広報も非常に重要な手段であり、合併時に早急な立ち上げが望まれるため。

3．公聴関係事業については、合併後速やかに充実を図る。

（理由）

合併後の行政に住民の声をより反映させるシステムを充実し、住民の新しいまちづくりについての意見や生活に対する不安・懸念等に十分対応できる体制を整えることが重要であるため。

4．その他軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。

東国東地域町村合併協議会（合併特例法期限内に合併予定）

広報紙については、以下のとおりとする

(1) 広報紙は毎月1回発行するものとする。

(2) 広報紙とは別にお知らせ記事のみを掲載した簡易版の広報紙を、毎月1回発行するものとする。

(3) 広報紙の名称、発行期日、印刷様式等その他の事項については合併までに調整するものとする。

ホームページについては、合併後速やかに統合し開設するものとする。

公聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 2 月 12 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者計画については、新市において策定し制度の充実を図る。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。
国又は県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。

障害福祉年金等町村独自の事業については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として実施するように合併までに調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 3 1 号

担当部会【民生部会】

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	31 障害者福祉事業の取扱いについて	中 項 目	1 障害者福祉事業の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
1 障害者福祉計画	大野圏域障害者計画 計画期間 平成11年度～15年度 今年度大野圏域障害者計画を福祉事務所にて策定中（5カ年計画）							<p>【 専門部会・幹事会案 】</p> <p>障害者計画については、新市において策定し制度の充実を図る。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。</p> <p>国又は県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。</p> <p>障害者福祉年金等町村独自の事業については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として実施するように合併までに調整する。</p>
2 身体障害者支援費支給事業（国県制度）	<p>障害者の生活支援のための費用を支給し、居宅及び施設サービスの利用契約によるサービス利用を推進する。</p> <p>身体障害者 施設訓練支援 身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、身体障害者療護施設</p> <p>知的障害者 施設訓練支援 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮 心身障害者福祉協会が設置する施設</p> <p>障害のある児童</p> <p>居宅生活支援 ホームヘルプサービス、デイサービス ショートステイ</p> <p>居宅生活支援 ホームヘルプサービス、デイサービス ショートステイ、グループホーム</p> <p>居宅生活支援 ホームヘルプサービス、デイサービス ショートステイ</p>							
3 給付等								
重度心身障害児〔者〕日常生活用具給付事業（国県制度）	日常生活用具の給付 日常生活が容易に行えるようにするために各種用具や器具を給付する。	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
難病患者等日常生活用具給付事業（国県制度）	日常生活用具の給付 難病患者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
補装具給付事業（国県制度）	身体障害者（児）への補装具の給付、修理	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
ストマ用装具助成事業（県制度）	ストマ用装具助成金の給付事業 自己負担金の助成 ぼうこう又は直腸の機能障害者に対し、ストマ用装具の交付に係る自己負担金の一部を助成 助成基準額：2,000円まで	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
在宅重度障害者住宅改造助成事業（県制度）	住宅改造に要する経費の助成 助成対象者：前年の所得税の合計額が14万円以下の者であつて、1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者又はA1又はA2の療育手帳の交付を受けている者。 負担割合：助成基本額は100万円（改造に要する額が100万円未満の場合にはその実費額）	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
補装具助成事業（単独事業）	補装具の給付、修理に係る自己負担分の助成							

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 3 1 号

担当部会【民生部会】

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	31 障害者福祉事業の取扱いについて	中 項 目	1 障害者福祉事業の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
4 手当・年金等 特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当 (国県制度)	重度の障害を有するため日常生活に常時特別な介護を要する人受給者（H15年3月31日現在） 特別障害者手当 40人 障害児福祉手当 4人 福祉手当 2人	重度の障害を有するため日常生活に常時特別な介護を要する人受給者（H15年3月31日現在） 特別障害者手当 22人 障害児福祉手当 0人 福祉手当 2人	重度の障害を有するため日常生活に常時特別な介護を要する人受給者（H15年3月31日現在） 特別障害者手当 16人 障害児福祉手当 2人 福祉手当 1人	重度の障害を有するため日常生活に常時特別な介護を要する人受給者（H15年3月31日現在） 特別障害者手当 13人 障害児福祉手当 5人 福祉手当 2人	重度の障害を有するため日常生活に常時特別な介護を要する人受給者（H15年3月31日現在） 特別障害者手当 18人 障害児福祉手当 2人 福祉手当 0人	重度の障害を有するため日常生活に常時特別な介護を要する人受給者（H15年3月31日現在） 特別障害者手当 17人 障害児福祉手当 1人 福祉手当 1人	重度の障害を有するため日常生活に常時特別な介護を要する人受給者（H15年3月31日現在） 特別障害者手当 11人 障害児福祉手当 3人 福祉手当 1人	
障害福祉年金等 (単独事業)	H15年度より廃止 (障害者等居宅生活支援事業利用者負担金助成事業を創設)	障害福祉年金支給条例【年金の額】 身障1,2級 年額4千円 身障3級～6級 年額2千円 療育手帳A 年額4千円 療育手帳B 年額2千円 H15当初予算額 822千円	重度心身障害者(児)福祉年金条例【年金の額】 20歳未満,身障1,2級 2万4千円 20歳未満,知能指数50以下 2万4千円 H15当初予算額 96千円	身体障害者自治年金支給条例【年金の額】 常時介護で身障1級並びに療育手帳A 年額2万5千円 その他の1級～3級及びその他の療育手帳A 年額2千円 H15当初予算額1,340千円	障害福祉年金支給条例【年金の額】 身障手帳1,2級 年額4千円 身障手帳3級～6級 年額3千円 療育手帳A 年額4千円 療育手帳B 年額3千円 H15当初予算額 2,010千円 重度心身障害児福祉手当条例【手当の額】 身体障害児、身障1,2級 年額1万8千円 知的障害児、知能指数50以下 年額1万8千円 H15当初予算額 113千円	障害福祉年金支給条例【年金の額】 身障手帳1～3級 年額5千円 身障手帳4級～6級 年額4千円 療育手帳A 年額5千円 療育手帳B 年額4千円 H15当初予算額 970千円	障害福祉年金支給条例【年金の額】 身障手帳1～3級 年額3千円 身障手帳4級～6級 年額2千円 療育手帳A 年額3千円 療育手帳B 年額2千円 精神保健福祉手帳1及び2級 年額3千円 3級 年額2千円 H15当初予算額 916千円	
			障害福祉見舞金支給条例 身障1,2級 年額2千円 療育手帳A 年額2千円 H15当初予算額 640千円					
	在宅重度障害者介護手当支給条例 20歳以上65歳未満介護状態で6ヶ月以上継続して介護 年額2万4千円 H15当初予算額 192千円						在宅重度障害者介護手当支給条例 20歳以上65歳未満介護状態で6ヶ月以上継続して介護 年額2万4千円 H15当初予算額 72千円	
5 医療等 在宅重度障害者訪問 診査事業 (国県制度)	在宅重度心身障害者への医師による訪問診査及び更生相談	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
更生医療給付事業 (国県制度)	障害を除去又は軽減し、生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な医療を給付する。	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
重度心身障害者医療費 助成事業 (県制度)	重度障害者等の医療費自己負担分の助成 重度心身障害者に対し医療費の一部を支給。 ・身体障害者1級又は2級及び3級の65歳以上 ・療育手帳「A」又は同程度の障害	重度障害者等の医療費自己負担分の助成 重度心身障害者に対し医療費の一部を支給。 ・身体障害者1級又は2級 ・療育手帳「A」又は同程度の障害	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 3 1 号

担当部会【民生部会】

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	31 障害者福祉事業の取扱いについて	中 項 目	1 障害者福祉事業の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調 整 の 具 体 的 内 容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
通院医療費公費負担 (精神障害者) (国県制度)	精神障害者の通院医療費の一部を申請により公費負担する。自己負担5%	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
進行性筋萎縮症者療養 給付事業 (国県制度)	進行性筋萎縮症者療養費の給付	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
更正訓練費給付事業 (国県制度)	更正訓練費の給付	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
6 障害者援護施策 身体障害者デイサー ビス(相互利用) 事業 (国県制度)	在宅障害者へ創作的活動など各種サービスの提供	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
難病患者等ホームヘルプ サービス事業 (国県制度)	在宅難病患者等へのホームヘルプサービスの提供	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
精神障害者ホームヘルプ サービス (国県制度)	在宅精神障害者へのホームヘルプサービスの提供	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
精神障害者ショートス ティ (国県制度)	在宅精神障害者が介護等を受けることが一時的に困難となった場合に精神障害者を生活訓練施設等に短期間入所させる。	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
精神障害者地域生活 援助事業 (グループホーム) (国県制度)	精神障害者グループホームでの生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助を行う。	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
精神障害者デイケア等 交通費助成事業 (単独事業)	社会復帰施設通所に対する交通費助成 通所に要した交通費の半額を助成			社会復帰施設通所に対する交通費助成 通所に要した交通費の半額を助成	社会復帰施設通所に対する交通費助成 通所に要した交通費の半額を助成	社会復帰施設通所に対する交通費助成 通所に要した交通費の半額を助成	社会復帰施設通所に対する交通費助成 通所に要した交通費の半額を助成	
心身障害者タクシー 料金の助成 (単独事業)					心身障害者タクシー料金の助成に関する条例 助成金は1回につき基本料金相当額とし利用限度は年30回			
身体障害者小規模援護 事業 (国県制度)			小規模作業所運営費補助 (「ヘルトハウス庵」へ補助)					

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 31 号

担当部会【民生部会】

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	31 障害者福祉事業の取扱いについて	中 項 目	1 障害者福祉事業の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
知的障害者小規模援護事業 (国県制度)	小規模作業所運営費補助 (「はいだて作業所」へ助成)							
精神障害者小規模援護事業 (国県制度)	小規模作業所運営費補助 (大野郡8か町村で三重やすらぎ会に対し補助金を交付)	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
障害者生活支援事業負担金 (単独事業)	在宅福祉サービスの利用援助等 (緒方町を除く大野郡7か町村で障害者生活支援センターサライを設置)	在宅福祉サービスの利用援助等 (緒方町を除く大野郡7か町村で障害者生活支援センターサライを設置)	在宅福祉サービスの利用援助等 (緒方町を除く大野郡7か町村で障害者生活支援センターサライを設置)	在宅福祉サービスの利用援助等 (緒方町を除く大野郡7か町村で障害者生活支援センターサライを設置)	在宅福祉サービスの利用援助等 (緒方町を除く大野郡7か町村で障害者生活支援センターサライを設置)	在宅福祉サービスの利用援助等 (緒方町を除く大野郡7か町村で障害者生活支援センターサライを設置)	在宅福祉サービスの利用援助等 (緒方町を除く大野郡7か町村で障害者生活支援センターサライを設置)	
地区組織	身体障害者福祉協議会	身体障害者福祉協議会	身体障害者福祉協議会	身体障害者福祉協議会	身体障害者福祉協議会	身体障害者福祉協議会	身体障害者福祉協議会	
手話ボランティアの養成 (単独事業)	手話ボランティアの養成事業委託		手話講習会団体補助金有り	手話ボランティアの養成事業委託		手話講習会団体補助金有り	手話ボランティアの養成事業委託	
その他の取り組み (単独事業)							大分県身体障害者体育大会出場選手助成金 (H15当初予算20千円)	
利用者負担助成金 (単独事業)	障害者等居宅生活支援事業利用者負担助成事業 居宅生活支援事業の利用促進と在宅生活を支援するため、利用者負担金を助成。 対象事業 ・ 身体障害者居宅介護等事業 ・ 身体障害者デイサービス事業 ・ 身体障害者短期入所事業 ・ 知的障害者居宅介護等事業 ・ 知的障害者デイサービス事業 ・ 知的障害者短期入所事業 ・ 児童居宅介護等事業 ・ 児童デイサービス事業 ・ 児童短期入所事業 ・ 精神障害者短期入所事業 ・ 難病患者等ホームヘルプサービス事業							
【参考資料】 H15当初予算 事業委託料及び事業負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者生活支援事業委託料 15,363千円 ・ 障害者在宅福祉事業委託料 3,255千円 ・ 精神障害者居宅生活支援事業費補助金 4,851千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者生活支援センター事業負担金 277千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅重度障害者デイサービス委託料 3,958千円 ・ 在宅重度心身障害児通所事業委託料 1千円 ・ 小規模通所授産施設調査事業委託料 1,000千円 ・ こどもデイサービス負担金 283千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者デイサービス委託料 545千円 ・ 障害者生活支援センター運営負担金 337千円 ・ こどもデイサービス負担金 579千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者デイサービス事業委託料 429千円 ・ 知的障害者デイサービス事業委託料 157千円 ・ 在宅重度身体障害者短期入所事業委託料 258千円 ・ 身体障害者生活支援事業負担金 476千円 ・ 身体障害児デイサービス事業負担金 308千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者デイサービス事業委託料 319千円 ・ 大野圏域障害者生活支援事業負担金 283千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所保護事業委託料 66千円 ・ 訪問入浴サービス事業委託料 1,046千円 ・ 大野圏域障害者生活支援事業市町村負担金 407千円 ・ 精神障害者短期入所事業負担金 50千円 ・ 精神障害者地域生活援助事業負担金 652千円 ・ 精神障害者居宅介護事業負担金 87千円 	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第31号

大野郡5町2村合併協議会

支援費制度について

支援費制度の主旨

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布され、社会福祉事業や措置制度など社会福祉の共通基盤について、今後増大・多様化が見込まれる福祉ニーズに対応するための見直しが行われました。

この見直しは、いわゆる「社会福祉基礎構造改革」として行われたものですが、障害者福祉の分野では、利用者の立場に立った制度にするため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から「支援費制度」といわれる新たな利用の仕組みに、平成15年度から移行することとなりました。

支援費制度においては、障害者の自己決定の尊重と利用者本位のサービスの提供を基本として、障害者は、事業者・施設との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約を結んでサービスを利用することとなります。

一方、これにより事業者・施設は、これまでの行政からのサービス提供の受託者としての立場から、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなります。

支援費制度の基本的仕組み

障害者福祉サービス（身体障害者、知的障害者、障害児）の利用を希望する人は、必要に応じて市町村から適切なサービス選択のための相談支援を受け、市町村に支援費支給の申請を行います。

市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請を行なった人に対して支援費の支給を決定します。

支給が決定した場合、利用者は、県知事（または、大分市長）の指定を受けた指定事業者・施設との契約により障害者福祉サービスを利用します。

障害者福祉サービスを利用したときは、

- ・本人及び扶養義務者は、指定事業者・施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払います。
- ・市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として指定事業者・施設へ支払います（ただし、当該支援費を指定事業者・施設が代理受領する方式となります）。

関係機関の役割

都道府県の役割

市町村において制度が円滑に行えるような必要な支援を行うとともに、事業者又は施設の指定及び指導又は監督を行います。

市町村の役割

地域住民に身近な行政主体として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により支援費の支給決定等を行います。

事業者の役割

利用者の心身の状況などに応じて適切なサービスを提供するとともに、その質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することに努めます。

支援費制度の対象となるサービス

区分	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法（障害児関係のみ）
施設訓練等支援	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設	<ul style="list-style-type: none">・知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・心身障害者福祉協会が設置する福祉施設	（施設入所については、従来の措置制度が継続。）
居宅生活支援	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者居宅介護等事業・身体障害者デイサービス事業・身体障害者短期入所事業	<ul style="list-style-type: none">・知的障害者居宅介護等事業・知的障害者デイサービス事業・知的障害者短期入所事業・知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）	<ul style="list-style-type: none">・児童居宅介護等事業・児童デイサービス事業・児童短期入所事業

協議事項に係る参考資料

協定項目 第 31 号

大野郡5町2村合併協議会

留意事項

障害者福祉事業等

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し充実に努めることが適当である。

独自制度の内容に差異のあるものは高い水準に統一することが多い。一の団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

(「合併協議会の運営の手引」)より

先進事例

さぬき市(平成14年4月1日合併)

- 各福祉制度における老人福祉施設については国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 各福祉制度における高齢者福祉・障害者福祉・医療福祉等の施策については、国又は県等に準拠しながらサービスの充実に努める。

東かがわ市(平成15年4月1日合併)

- 国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。
- 1町又は2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。

あさぎり町(平成15年4月1日合併)

- 心身障害者福祉については、次のとおり実施するものとする。
 - 身体障害者等福祉年金の支給については、免田町(年額1人5,000円)の例による。
 - 心身障害児・者に対する各事業については、新町に引き継ぎ、実施要綱等は新町において調整する。
- 各付属機関等については、新町において新たに設置する。

佐伯市(平成17年3月3日合併予定)

各種福祉制度の取扱い

住民サービス及び住民負担にかかる各種福祉制度は、国又は県等の要綱及び健全財政に配慮しつつ、次の考え方で調整し、サービスの充実に努める。

- 各種福祉制度は、少子高齢化、情報化社会等ニーズに配慮し合併までに調整する。
- 各種福祉制度は、総体的に住民にとって不利益とならないよう合併までに調整する。
- 各種福祉制度は、新市全体の均衡を保ち、一体性の確保ができるよう合併後調整し統一する。

個別調整方針(障害児(者)福祉制度の取扱い)

- 在宅重度障害者住宅改造成金については、現行のとおりとする。
- 身障福祉年金については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- 寝たきり重度心身障害者介護見舞金については、米水津村の例により調整する。
- ストマ用装具助成事業については、現行のとおりとする。
- タクシー料金助成事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において地域全体の均衡を考慮し、新たな制度により実施する。
- 障害者福祉事業については、国又は県等が定める制度の要綱等に準拠して引き続き実施する。
- 精神障害者小規模作業所交通費助成事業については、弥生町の例により実施する。
- 点字図書給付等事業については、廃止する。

手帳保持者数

身体障害者手帳交付状況

(H15年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	相談員数
三重町	383	265	211	178	81	115	1,233	5
清川村	77	61	45	51	24	22	280	1
緒方町	163	138	124	108	54	61	648	3
朝地町	99	57	55	64	35	41	351	2
大野町	109	105	126	119	45	68	572	2
千歳村	51	29	49	38	20	17	204	1
犬飼町	83	49	66	55	31	35	319	2
合計	965	704	676	613	290	359	3,607	16

療育手帳交付状況

(H15年4月1日現在)

区分	知的障害者			知的障害児			計			相談員数
	A	B	計	A	B	計	A	B	計	
三重町	47	78	125	7	11	18	54	89	143	1
清川村	6	10	16	1	2	3	7	12	19	
緒方町	14	20	34	2	1	3	16	21	37	1
朝地町	10	17	27	2	1	3	12	18	30	1
大野町	14	25	39	1	5	6	15	30	45	1
千歳村	5	15	20	1		1	6	15	21	1
犬飼町	19	22	41	3	3	6	22	25	47	
合計	115	187	302	17	23	40	132	210	342	5

精神保健福祉手帳交付状況

(H15年3月31日現在)

区分	一級	二級	三級	計
三重町	18	40	6	64
清川村	2	5		7
緒方町	1	17		18
朝地町	1	7	1	9
大野町	6	16	2	24
千歳村	1	3		4
犬飼町	2	6	2	10
合計	31	94	11	136

根 拠 法 令

障害者基本法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的な理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

（基本的理念）

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。
2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

（障害者基本計画）

第7条の1 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者基本計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
3 市町村は、障害者基本計画（都道府県障害者基本計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者基本計画）を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

身体障害者福祉法（抜粋）

（法の目的）

第1条 この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（自立への努力及び機会の確保）

第2条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。
2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

（国、地方公共団体及び国民の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）を総合的に実施するよう努めなければならない。
2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するよう努めなければならない。

（身体障害者）

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

（居宅事業）

第4条の2 この法律において、「身体障害者居宅支援」とは、身体障害者居宅介護、身体障害者デイサービス及び身体障害者短期入所をいう。
2 この法律において「身体障害者居宅介護」とは、身体障害者につき、居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与することをいう。

（援護の実施者）

第9条 この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、身体障害者が居住地を有するときは、その身体障害者の居住地の市町村が、身体障害者が居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その身体障害者の現在地の市町村が行うものとする。
3 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
一 身体に障害のある者を発見して、又はその相談に応じて、その福祉の増進を図るために必要な指導を行うこと。
二 身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
三 身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。

知的障害者福祉法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

（自立への努力及び機会の確保）

第1条の2 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。
2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

（国、地方公共団体及び国民の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）の実施に努めなければならない。
2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するよう努めなければならない。

（関係職員の協力義務）

第3条 この法律及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による更生援護の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、知的障害者に対する更生援護が児童から成人まで関連性をもつて行われるように相互に協力しなければならない。

（定義）

第4条 この法律において、「知的障害者居宅支援」とは、知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所及び知的障害者地域生活援助をいう。

第5条 この法律において、「知的障害者援護施設」とは、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームをいう。

根 拠 法 令

(更生援護の実施者)

第9条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生援護は、知的障害者が居住地を有するときは、その知的障害者の居住地の市町村が、知的障害者が居住地を有しないとき、又はその居住地が明らかでないときは、その知的障害者の所在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 1 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 2 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 3 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(支援体制の設備等)

第15条の3 市町村は、この章に規定する更生援護その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備及びこの章に規定する更生援護の実施に当たっては、知的障害者が引き続き自宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(利用の調整等)

第15条の4 市町村は、十八歳以上の知的障害者から求めがあつたときは、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業又は知的障害者援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者に対し、当該知的障害者の利用の要請を行うものとする。

2 知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者及び知的障害者援護施設の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(抜粋)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第2条 国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を演じなければならない。

(国民の義務)

第3条 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者がその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

(定義)

第5条 この法律で「精神障害者」とは、精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

(通院医療)

第32条 都道府県は、精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局その他病院若しくは診療所(これらに準ずるものを含む。)又は薬局であつて政令で定めるもの(その開設者が、診療報酬の請求及び支払に関し次条に規定する方式によらない旨を都道府県知事に申し出たものを除く。次条において「医療機関等」という。)で病院又は診療所へ入院しないで行われる精神障害の医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の100分の95に相当する額を負担することができる。

- 2 前項の医療に必要な費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によつて算定する。
- 3 第1項の規定による費用の負担は、当該精神障害者又はその保護者の申請によつて行うものとし、その申請は、精神障害者の居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に対してしなければならない。
- 4 前項の申請は、厚生労働省令で定める医師の診断書を添えて行わなければならない。ただし、当該申請に係る精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているときは、この限りでない。

(相談指導等)

第47条

4 市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。)は、第1項及び第2項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。

(施設及び事業の利用の調整等)

第49条 市町村長は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の扶助の内容等を助案し、当該精神障害者が最も適切な精神障害者社会復帰施設又は精神障害者居宅生活援助事業若しくは精神障害者社会適応訓練事業(以下この条において「精神障害者居宅生活援助事業等」という。)の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村長は、当該事務を精神障害者地域生活支援センターに委託することができる。

2 市町村長は、前項の助言を受けた精神障害者から求めがあつた場合には、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の利用又は精神障害者居宅生活援助事業等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者居宅生活援助事業等を行う者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行うものとする。

健康づくり事業の取扱いについて

健康づくり事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年2月12日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

健康づくり事業の取扱いについて

健康づくり事業については、事業内容に差異のないものは現行のとおり新市に引き継ぎ、差異のあるものは合併までに調整することを基本とし、制度・事業の再検討を行い、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ質の高いサービスを目指す。

健康づくり事業に関する各種計画については、現在策定されている計画を新市において策定する計画に反映させるものとする。

救急医療体制については、現状を踏まえ新市において総合的に検討する。

母子保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。

老人保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。

なお、個人負担金を要する事業については、金額を統一する。

予防接種事業については、合併までに調整し新市において統一する。

結核検診事業については、合併までに調整し新市において統一する。

精神保健福祉事業については、合併までに調整し新市において統一する。

その他の保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 39 号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【民生部会】

大 項 目	39.健康づくり事業の取扱いについて	中 項 目	1.健康づくり事業の取扱いについて 2.救急医療体制の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調 整 の 具 体 的 内 容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
1.健康づくり事業の取扱いについて		保健センター	保健センター	母子健康センター	保健センター	保健センター	保健センター	<p>【 専門部会・幹事会案 】</p> <p>健康づくり事業については、事業内容に差異のないものは現行のとおり新市に引き継ぎ、差異のあるものは合併までに調整することを基本とし、制度・事業の再検討を行い、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ質の高いサービスを目指す。</p> <p>健康づくり事業に関する各種計画については、現在策定されている計画を新市において策定する計画に反映させるものとする。</p> <p>救急医療体制については、現状を踏まえ新市において総合的に検討する。</p>
1.施設の状況								
2.各種計画	健康づくり計画	健康づくり計画	健康づくり計画	健康づくり計画	健康づくり計画	健康づくり計画	健康づくり計画	
	母子保健計画	母子保健計画	母子保健計画	母子保健計画	母子保健計画	母子保健計画	母子保健計画	
	老人保健福祉計画	老人保健福祉計画	老人保健福祉計画	老人保健福祉計画	老人保健福祉計画	老人保健福祉計画	老人保健福祉計画	
【参考】								
協議会・委員会活動	地域保健委員会	健康づくり推進協議会	健康を守る理事会	地域保健対策推進協議会			保健福祉計画審議会	
	衛生委員会		保健福祉委員会				地域保健推進協議会	
			母子保健推進委員会					
			地域精神保健委員会					
その他の地区組織	健康のまちづくり審議委員会							
	食生活改善推進協議会 愛育班	食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会 愛育班	食生活改善推進協議会	
2.救急医療体制の取扱いについて								
1.救急医療体制の状況	一次救急： 休日夜間急患センター 二次救急： 緒方町国保総合病院 大分県立三重病院	一次救急： 休日夜間急患センター 二次救急： 緒方町国保総合病院 大分県立三重病院	一次救急及び二次救急： 緒方町国保総合病院 二次救急： 大分県立三重病院	一次救急及び二次救急： 緒方町国保総合病院 二次救急： 大分県立三重病院	一次救急： 休日夜間急患センター 二次救急： 緒方町国保総合病院 大分県立三重病院	一次救急： 休日夜間急患センター 二次救急： 緒方町国保総合病院 大分県立三重病院	一次救急： 休日夜間急患センター 二次救急： 緒方町国保総合病院 大分県立三重病院	
H15年度当初予算								
第二次救急医療負担金	648千円	401千円	7,992千円	507千円	566千円	111千円	145千円	
救急医療対策事業費負担金	258千円	97千円	139千円	107千円	150千円	100千円	120千円	
急患センター運営費負担金	21,642千円	1,887千円			2,788千円	2,183千円	2,056千円	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 39 号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【民生部会】

大項目	39.健康づくり事業の取扱いについて	中項目	3.母子保健事業の取扱いについて
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
(平成14年度実績)								
1.妊婦の健康診査 *医療機関へ委託 実施延人数 健診内容	母子保健法第13条に基づき実施している。 前期162・後期159 妊娠前期と後期の2回実施し、35歳以上の妊婦に限り、超音波検査無料券配布	左記と同様 39 左記と同様	左記と同様 37 左記と同様	左記と同様 38 左記と同様	左記と同様 45 左記と同様	左記と同様 27 左記と同様	左記と同様 49 左記と同様	【 専門部会・幹事会案 】 母子保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。
2.乳幼児の健康診査 1.乳児健診 (A)医療機関委託分 実施延人数 健診内容	母子保健法第12条及び13条に基づき実施している。 217 1歳未満児2回実施	左記と同様 21 左記と同様	左記と同様 30 左記と同様	左記と同様 25 左記と同様	左記と同様 31 左記と同様	左記と同様 22 左記と同様	左記と同様 35 左記と同様	
(B)医療機関委託外分 対象者 開催回数 実施延人数 健診内容	未実施	3ヶ月～12ヶ月未満 年3回 42 問診、計測、診察、保健指導	1ヶ月～3ヶ月未満 年6回 17 問診、計測、診察、保健指導	未実施	5ヶ月～12ヶ月 年3回 42 問診、計測、診察、保健指導、離乳食試食	2ヶ月～12ヶ月 年4回 51 問診、計測、診察、保健指導	前期：3～5ヶ月、後期：9～11ヶ月 年4回 25 問診、計測、診察、保健指導	
2.1歳6ヶ月児健診 対象者 開催回数 実施延人数 健診内容	1歳6ヶ月～1歳7ヶ月 年6回 125 問診、計測、検尿、診察、 歯科診察、指導	1歳6ヶ月～1歳8ヶ月 年4回 17 左記と同様	1歳6ヶ月～1歳8ヶ月 年3回 28 左記と同様	1歳6ヶ月～1歳8ヶ月 年4回 20 左記と同様(2回は3歳 児健診と同時に実施)	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月 年3回 26 左記と同様	1歳6ヶ月～1歳8ヶ月 年4回 13 左記と同様	1歳6ヶ月～1歳8ヶ月 年4回 17 左記と同様	
3.3歳児健診 対象者 開催回数 実施延人数 健診内容	3歳6ヶ月～3歳7ヶ月 年6回 134 問診、計測、検尿、診察、 歯科診察、指導、食育体験	3歳～4歳未満 年2回 13 問診、計測、検尿、診察、 歯科診察、指導	3歳6ヶ月～3歳8ヶ月 年3回 28 問診、計測、検尿、診察、 歯科診察、指導、講話	3歳～4歳未満 年2回 14 問診、計測、検尿、診察、 歯科診察、指導	3歳4ヶ月～3歳7ヶ月 年3回 28 問診、計測、検尿、診察、 歯科診察、指導	3歳～3歳11ヶ月 年1回 11 問診、計測、検尿、診察、 歯科診察、指導、子育て講座	3歳児 年2回 17 問診、計測、検尿、診察、 歯科診察、指導	
4.幼児健診 対象者 開催回数 実施延人数 健診内容	未実施	2歳～3歳未満 年2回 12 問診、計測、診察、指導	未実施	2歳児、4歳児 年2回 11 問診、計測、診察、指導	2歳児～2歳6ヶ月 年2回 15 問診、計測、診察、指導 (H15年度より4・5歳児有り)	2歳～2歳2ヶ月、4歳、5歳 年5回(1歳半・3歳児と同時) 21 問診、計測、診察、指導、 子育て講座	2歳～2歳2ヶ月 年4回 17 問診、計測、診察、指導	
3.歯科保健 虫歯予防教室 対象者 実施延人数	0歳～保育所・幼稚園 950	2歳～6歳 35	2歳児の幼児とその保護者 24	就学前の児童で通園していないもの 12	2歳～2歳6ヶ月 15	幼稚園、乳児～小学校6年 138	(他の健診時に併せて実施)	
4.その他の母子事業 (実施の状況)								
1.教育 (1)育児学級 (2)親子ふれあい教室 (3)思春期セミナー (4)ふれあい体験学習 (5)妊婦教室	有 無 有 無 無	無 無 無 無 無	有 有 無 無 有	有 無 無 有 無	有 有 無 有 有	有 有 無 有 有	有 無 無 無 無	
2.相談 (1)乳幼児相談	有	有	有	有	有	有	有	
3.訪問 (1)妊婦訪問 (2)新生児訪問 (3)乳幼児訪問	有 有 有	有 有 有	有 有 有	有 有 有	有 有 有	有 有 有	有 有 有	
5.その他の組織活動 (1)愛育班 (2)保育サポーター	有 無	無 無	無 有	無 無	無 無	有 無	無 無	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 39 号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【民生部会】

大項目	39.健康づくり事業の取扱いについて	中項目	4.老人保健事業の取扱いについて
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容					
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町						
(平成14年度実績) 1.基本健康診査 1.集団健診 対象者 実施者数 実施時期 健診内容 委託料(円) 個人負担金の有無	18歳以上住民 約3,200 6月～7月 尿検査、身長、体重、肥満度、問診、 血圧、血液検査(総コレステロール、 HDL、中性脂肪、血糖、HbA1c、クレア チニン、GOT、GPT、-GTP、赤血球 数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、 尿酸、LDL)、心電図、眼底	40歳以上の社保本人を除く 529 4月～1月 尿検査、身長、体重、肥満度、問診、 血圧、血液検査(総コレステロール、 HDL、中性脂肪、血糖、HbA1c、クレア チニン、GOT、GPT、-GTP、赤血球 数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、 尿酸、)、心電図、眼底、アミラーゼ	40歳以上住民 1,780 4月、5月、6月 尿検査、身長、体重、肥満度、問診、 血圧、血液検査(総コレステロール、 HDL、中性脂肪、血糖、HbA1c、クレア チニン、GOT、GPT、-GTP、赤血球 数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、 尿酸、)、心電図、眼底、尿細胞診	18歳以上住民 868 4月、7月 尿検査、身長、体重、肥満度、問診、 血圧、血液検査(総コレステロール、 HDL、中性脂肪、血糖、HbA1c、クレア チニン、GOT、GPT、-GTP、赤血球 数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、 尿酸)、心電図、眼底、尿細胞診	18歳以上住民 1,525 5月 尿検査、身長、体重、肥満度、問診、 血圧、血液検査(総コレステロール、 HDL、中性脂肪、血糖、HbA1c、クレア チニン、GOT、GPT、-GTP、赤血球 数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、 ト)、心電図、眼底、ヘルスアセスメン ト	18歳以上住民 616 9月 尿検査、身長、体重、肥満度、問診、 血圧、血液検査(総コレステロール、 HDL、中性脂肪、血糖、HbA1c、クレア チニン、GOT、GPT、-GTP、赤血球 数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、 尿酸、)、心電図、眼底、尿細胞診	30歳以上住民 1,163 10月 尿検査、身長、体重、肥満度、問診、 血圧、血液検査(総コレステロール、 HDL、中性脂肪、血糖、HbA1c、クレア チニン、GOT、GPT、-GTP、赤血球 数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、 尿酸、)、心電図、眼底、尿細胞診	【 専門部会・幹事会案 】 老人保健事業については、合併 までに調整し新市において統一 する。 なお、個人負担金を要する事業 については、金額を統一する。					
2.医療機関委託分 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金の有無				40歳以上希望者 178 6月・11月・3月 有	40歳以上住民 270 通年 40～69歳2,200円、70歳以上無料	国保被保険者 53 4月・9月・1月 有	40歳以上住民 123 5月・7月・12月 有						
2.節目健診 対象者 実施者数 実施時期 健診内容 委託料(円) 個人負担金(円)	満40・45・50・55・60歳の住 民 351 5月～8月 身長、体重、体脂肪率、視力、眼底、 眼圧、聴力、血液検査(一般、脂質、 糖尿病、尿酸、肝機能、アミラー ゼ)、尿検査、血圧、心電図、胃が ん、大腸がん、乳がん、子宮がん健 診、腹部超音波検査、C型B型肝炎検 査、前立腺がん、骨粗鬆症	満40・45・50・55・60・65・ 70歳の住民 79 5月～ 身長、体重、体脂肪率、視力、眼底、 眼圧、聴力、血液検査(一般、脂質、 糖尿病、尿酸、肝機能、アミラー ゼ)、尿検査、血圧、心電図、胃が ん、大腸がん、乳がん、子宮がん健 診、腹部超音波検査、C型B型肝炎検 査、前立腺がん、骨粗鬆症	満35・40・45・50・55・60・ 65歳の住民 241 4月～5月 身長、体重、体脂肪率、視力、眼底、 眼圧、聴力、血液検査(一般、脂質、 糖尿病、尿酸、肝機能、アミラー ゼ)、尿検査、血圧、心電図、胃が ん、大腸がん、乳がん、子宮がん健 診、腹部超音波検査、C型B型肝炎検 査、前立腺がん、骨粗鬆症	満40・45・50・55歳の住民 22 8月 問診、理学的検査、身体計測、尿検 査、血圧、心電図、胸部X線、肺機 能、血液一般、血液生化学、HbA1c、 肝炎ウイルス検査、食道、胃X線、眼 底カメラ、眼圧、免疫便潜血、腹部工 コー、子宮がん、乳がん、骨密度	満30・40・50・60歳の住民 63 2月 身長、体重、血圧、視力、聴力、心電 図、腹部超音波検査、尿、血液、眼 底、骨塩、胸部X線、胃透視、乳・子 宮がん、便潜血、P.A、栄養指導、ABI測 定、肝炎、歯周疾患健診	未実施	満40・45・50・55・60・65歳 の国保被保険者 43 8月 身長、体重、体脂肪率、視力、眼底、 眼圧、聴力、血液検査(一般、脂質、 糖尿病、尿酸、肝機能、アミラー ゼ)、尿検査、血圧、心電図、胃が ん、大腸がん、乳がん、子宮がん健 診、腹部超音波検査、C型B型肝炎検 査、前立腺がん、骨粗鬆症	6,513,545 全男性：4,900円、40・50歳女 性：8,200円、45・50・55歳女 性：7,000円	578,122 一律4,000円	7,459,000 男性：3,600円、女性：4,600円	921,900 0円	1,926,929 男性：4,200円、女性：4,300円	1,636,350 男性：2,000円、女性：3,000円
3.各種がん検診 1.集団検診 (1)胃がん検診 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	40歳以上住民 280 5月～3月 700	40歳以上住民 290 4月、9月 400	40歳以上住民 793 4月～6月、11月 400	40歳以上住民 384 4月、7月 0	40歳以上住民 516 毎月 69歳以下400円、70歳以上無料 400	40歳以上住民 188 4月、9月、11月 400	40歳以上住民 131 10月 400						
(2)子宮がん検診 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	30歳以上女性 438 5月～2月 600	30歳以上女性 130 4月、9月 300	30歳以上女性 563 4月～6月、11月 300	30歳以上女性 266 4月、12月 0	30歳以上女性 466 毎月 69歳以下300円、70歳以上無料 300	30歳以上女性 153 4月、9月、11月 300	30歳以上女性 216 4、5、10月 300						
(3)大腸がん検診 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	40歳以上住民 1,206 5月～6月 250	40歳以上住民 438 11月 200	40歳以上住民 1,028 1月 100	40歳以上住民 334 4月、7月 0	40歳以上住民 1,184 5月 69歳以下200円、70歳以上無料 200	40歳以上住民 441 9月 200	40歳以上住民 414 10月 200						
(4)肺がん検診 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	18歳以上住民 3,188 5月～7月 500	40歳以上住民 589 4月～1月 100	40歳以上住民 1,829 4月～6月 100	40歳以上住民 899 4月、7月 0	18歳以上住民 1,471 5月 69歳以下100円、70歳以上無料 100	18歳以上住民 630 9月 100	40歳以上住民 1120 10月 0						

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 39 号

担当部会【民生部会】

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	39.健康づくり事業の取扱いについて	中 項 目	4.老人保健事業の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
(5) 肺がん(喀痰)検診 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	未実施	40歳以上住民 34 11月	未実施	基本健康診査にて受診勧奨したもの 77 4月、7月	未実施	未実施	40歳以上住民 38 10月	
(6) 乳がん検診(巡回) 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	30歳以上女性 269 5月～3月	30歳以上女性 111 12月	30歳以上女性 568 4月～6月、11月	30歳以上女性 238 4月、7月	30歳以上女性 419 毎月 69歳以下100円、70歳以上無料	30歳以上女性 134 4月、9月、11月	30歳以上女性 229 4月、5月、10月	
(7) 前立腺がん検診 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	40歳以上男性 122 5月～6月	(平成15年度より実施) 55歳以上男性	40歳以上男性 338 4月～6月	50歳～75歳男性 240 4月、7月	40歳以上男性 138 5月 69歳以下200円、70歳以上無料	(平成15年度より実施) 40歳以上男性	(平成15年度より実施) 50歳以上男性	
2. 医療機関委託検診 (1) 胃がん検診 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	40歳以上住民 351 5月～8月	未実施	未実施	40歳以上住民 165 6月、11月、3月	40歳以上住民 260 4月～3月 69歳以下4,470円、70歳以上無料	40歳以上住民(国保のみ) 53 4月、9月、1月	40歳以上住民 164 5月、7月、12月	
(2) 子宮がん検診 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	40歳以上女性 243 5月～8月	未実施	未実施	40歳以上女性 88 6月、11月、3月	30歳以上女性 143 4月～3月	30歳以上女性(国保のみ) 44 4月、9月、1月	30歳以上女性 87 5月、7月、12月	
(3) 大腸がん検診 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	40歳以上住民 351 5月～8月	未実施	未実施	40歳以上住民 178 6月、11月、3月	40歳以上住民 267 4月～3月 69歳以下600円、70歳以上無料	40歳以上住民(国保のみ) 53 4月、9月、1月	40歳以上住民 137 5月、7月、12月	
(4) 肺がん検診 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	40歳以上住民 352 5月～8月	未実施	未実施	40歳以上住民 178 6月、11月、3月	30歳以上住民 269 4月～3月	40歳以上住民(国保のみ) 53 4月、9月、1月	40歳以上住民 166 5月、7月、12月	
(5) 乳がん検診 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	40歳以上女性 243 5月～8月	未実施	未実施	40歳以上女性 92 6月、11月、3月	30歳以上女性 149 4月～3月 69歳以下250円、70歳以上無料	30歳以上住民(国保のみ) 44 4月、9月、1月	30歳以上女性 91 5月、7月、12月	
4. その他の検診 (1) 骨粗しょう症 (集団)検診 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	30歳以上住民 245 5月～3月	未実施	未実施	(平成15年度より実施) 40・45・50・55・60・65・70歳の希望者	40・50歳の女性 19 5月	40歳以上女性 35 11月	30歳以上 98 4月、5月、10月	
(2) 腹部超音波検査 対象者 実施者数 実施時期 個人負担金(円)	40歳以上住民 307 5月～3月	未実施	未実施	希望者 34 6月	未実施	未実施	未実施	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 39 号

担当部会【民生部会】

大野郡5町2村合併協議会

大項目	39.健康づくり事業の取扱いについて	中項目	4.老人保健事業の取扱いについて
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
(3) 肝炎ウイルス(集団)対象者	40・45・50・55・60・65・70歳の住民と過去に肝機能異常を指摘された者等実施要綱の通り	基本健診でGPTを指摘された者と過去に肝機能異常を指摘された者等実施要綱の通り	40・45・50・55・60・65・70歳の住民と過去に肝機能異常を指摘された者等実施要綱の通り	節目対象者、外科的処置等ハイリスク者、GPT値要指導者	(H15年度より実施) 40・45・50・55・60・65・70歳の住民と過去に肝機能異常を指摘された者等実施要綱の通り	40・45・50・55・60・65・70歳の住民と過去に肝機能異常を指摘された者等実施要綱の通り	40・45・50・55・60・65・70歳の住民と過去に肝機能異常を指摘された者等実施要綱の通り	
実施者数	61	7	59	113	0	107	253	
実施時期	5月～7月	2月	4月～6月	4月、7月	5月	9月	10月	
個人負担金(円)	700	0	0	0	69歳以下200円、70歳以上無料	0	0	
(4) 肝炎ウイルス(節目健診)対象者	40・45・50・55・60歳の節目健診受診者	40・45・50・55・60・65・70歳の節目健診受診者	基本健診でGPTを指摘された者	節目対象者、外科的処置等ハイリスク者、GPT値要指導者(40歳以上)	40・45・50・55・60・65・70歳の住民と過去に肝機能異常を指摘された者等実施要綱の通り	40・45・50・55・60・65・70歳の住民と過去に肝機能異常を指摘された者等実施要綱の通り	40・45・50・55・60・65・70歳の住民と過去に肝機能異常を指摘された者等実施要綱の通り	
実施者数	337	80	13	37	55	40	60	
実施時期	5月～8月	4月～11月	10月	6月、11月、3月	4月～3月	9月	5月、7月、12月	
個人負担金(円)	700	0	0	0	69歳以下200円、70歳以上無料	0	0	
(5) 尿細胞診対象者	未実施	未実施	基本健康診査で尿潜血陽性者 男性と女55歳以上	尿潜血陽性者で75歳までの男性、 55歳～75歳までの女性	未実施	基本健康診査で尿潜血陽性者	基本健康診査で尿潜血陽性者	
実施者数			311	200		110	170	
実施時期			4月～6月	4月、7月		9月	10月	
個人負担金(円)			0	0		0	0	
5.機能訓練(A型)								
(1)実施の状況	未実施	年間48回	未実施	年間48回	未実施	年間12回	未実施	
(2)利用者数		15		14		21		
(3)決算額(円)		459,800		950,000		50,000		
6.訪問指導								
1.要指導者								
対象者	健診結果要指導・要精密者	節目健診受診者	基本健診、ドック受診者	健診結果要指導・要精密者	健診結果要指導・要精密者	健診での要指導者、要精密者	健診での要指導者、要精密者	
訪問延べ数	125	42	136	102	322	250	223	
2.閉じこもり予防								
対象者	関係機関の話し合いであった者	未実施	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	
訪問延べ数	2		34	3	0	15	0	
3.家族介護								
対象者	関係機関の話し合いであった者	未実施	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	
訪問延べ数	18		34	0	1	10	3	
4.覆たきり予防								
対象者	関係機関の話し合いであった者	未実施	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	
訪問延べ数	43		48	2	5	8	30	
5.国保重複・多受診者								
対象者	国保連合会より該当者リストアップ	国保連合会より該当者リストアップ	国保連合会より該当者リストアップ	国保連合会より該当者リストアップ	国保連合会より該当者リストアップ	国保連合会より該当者リストアップ	国保連合会より該当者リストアップ	
訪問延べ数	31	7	64	23	20	20	0	
6.痴呆老人								
対象者	関係機関の話し合いであった者	未実施	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	関係機関の話し合いであった者	
訪問延べ数	46		59	2	1	4	17	
7.その他								
対象者	1人暮らし高齢者			在宅身障者訪問	在宅身障者訪問	在宅身障者訪問	1人暮らし高齢者	
訪問延べ数	44			15	36	13	29	
7.歯科保健								
1.歯科健康教室								
対象者	各地区の要望	未実施	介護者教室、女性団体等教室	未実施	未実施	40～50歳代の女性	未実施	
実施者数	435		40			25		
2.在宅歯科訪問指導								
対象者	保健師からの情報	未実施	希望者	未実施	デイサービス利用者	未実施	未実施	
訪問延べ数	19		0					

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 39 号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【民生部会】

大 項 目	39.健康づくり事業の取扱いについて	中 項 目	4.老人保健事業の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
3. 歯周疾患健診 対象者 実施者数 個人負担金(円)	未実施	未実施	未実施	未実施	30・40・50・60歳誕生日健診対象者 24 650	未実施	未実施	
4. 歯科健康相談 対象者 実施者数 個人負担金(円)	住民の希望者 139 0	未実施	節目人間ドック受診者 70 0	未実施	未実施	未実施	未実施	
8. 健康教育 (実施の状況) (1)基本健診結果説明会 (2)糖尿病教室 (3)高血圧教室 (4)高脂血症教室 (5)骨粗しょう症教室 (6)個別健康教育 (7)その他の健康教育	有 無 無 無 有 有 有	有 有 無 有 無 有	有 無 無 無 有 有	有 有 有 無 有 有	有 有 無 無 有 有	有 有 有 無 有 有	有 有 有 有 有 有	
9. 健康相談 (実施の状況) (1)一般健康相談 (2)重点健康相談 (3)電話相談	有 有 有	有 無 有	有 有 有	有 無 有	有 有 有	有 有 有	有 有 有	
10. 老人医療事務	老人医療事務取扱要綱 老人保健法に基づく医療の実施、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給に関する事務	老人医療事務取扱細則 老人保健法に基づく医療の実施、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給に関する事務	老人医療事務取扱細則 老人保健法に基づく医療の実施、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給に関する事務	老人医療事務取扱細則 老人保健法に基づく医療の実施、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給に関する事務	老人医療事務取扱細則 老人保健法に基づく医療の実施、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給に関する事務	老人医療費支給事務取扱細則 老人保健法に基づく医療の実施、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給に関する事務	老人医療事務取扱細則 老人保健法に基づく医療の実施、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給に関する事務	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 39 号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【民生部会】

大 項 目	39. 健康づくり事業の取扱いについて	中 項 目	5. 予防接種事業の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調 整 の 具 体 的 内 容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
(平成14年度実績)								
1. 予防接種調査委員会								【 専門部会・幹事会案 】 予防接種事業については、合併までに調整し新市において統一する。
(1) 設置の状況	有	無	有	有	無	有	有	
(2) 開催時期	適宜		適宜	適宜		3月	適宜	
(3) 構成員	三重保健所長、医師2名、助役、担当課長		三重保健所長、医師2名、すこやか福祉センター長、保健師	三重保健所長、医師1名、助役、担当課長		医師、教育長、小・中学校長、小・中学校養護教諭、幼稚園長、住民福祉課長、保健師	三重保健所長、医師1名、助役、担当課長、有識者	
2. 各種予防接種								
(1) インフルエンザ								
対象者	65歳以上の者及び60～64歳の身体障害者	65歳以上の者	65歳以上の者及び60～64歳の身体障害者	65歳以上の者及び60～64歳の身体障害者	65歳以上の者及び60～64歳の身体障害者	65歳以上の者	65歳以上の者及び60～64歳の身体障害者	
実施者数	1,537	253	713	636	634	120	487	
接種方法	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種	
委託先	町内医療機関	清川村診療所	町内医療機関	町内医療機関	町内医療機関	村内医療機関	町内医療機関	
委託料(円)	ワクチン代のみ負担	1,500	1,500	1,500	2,000	1,500	1,500	
自己負担額	有	有	有	有	有	有	有	
(2) 日本脳炎、二種混合								
対象者	小・中1、2年生	小・中1、2年生	小・中1、2年生	小・中1、2年生	小・中1、2年生	小・中1、2年生	小・中1、2年生	
実施者数	日脳82人、二種52人	日脳27人、二種2人	日脳105人、二種52人	日脳35、二種16(風疹28)	日脳48人、二種14人	日脳20人、二種26人	日脳57人、二種25人	
接種方法	個別接種	個別接種(H15～)	集団接種	集団接種	個別接種	個別接種	個別接種	
委託先	県内医療機関	清川村診療所	県内医療機関	町内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	
自己負担額(円)	無	無	無	無	無	無	無	
(3) 乳幼児予防接種								
対象者	水痘・おたふくは生後12～90月未満、その他は法定通り	法定通り	法定通り	法定通り	法定通り	法定通り	法定通り	
実施者数								
・ポリオ	316	37	32	42	37	39	96	
・BCG	156	23	38	19	28	23	30	
・三種混合	633	90	86	65	103	77	90	
・麻疹	144	21	23	23	20	24	30	
・風疹	122	21	22	17	18	27	30	
・日本脳炎	349	55	103	22	69	62	80	
・水痘	83		13					
・おたふく	88		20					
接種方法	個別接種(ポリオ、BCGを除く)	個別接種(ポリオ、BCGを除く)	個別接種(ポリオ、BCGを除く)	個別接種(ポリオ、BCGを除く)	個別接種(ポリオ、BCGを除く)	個別接種(ポリオ、BCGを除く)	個別接種(ポリオを除く)	
委託先	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	
自己負担額(円)	有(おたふく、水痘)	無	有(おたふく、水痘)	無	無	無	無	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 39 号

担当部会【民生部会】

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	39.健康づくり事業の取扱いについて	中 項 目	7.精神保健福祉事業の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調 整 の 具 体 的 内 容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
1.精神保健福祉相談 (1)実施状況 (2)相談者数 (電話相談含む)	有 419	有 2	有 30	有 23	有 72	有 38	有 18	<p>【 専門部会案 】</p> <p>精神保健福祉事業については、合併までに調整し新市において統一する。ただし、精神障害者通院医療費助成事業については、現行のとおり国民健康保険事業で実施する。</p> <p>【 幹事会案 】</p> <p>精神保健福祉事業については、合併までに調整し新市において統一する。</p>
2.普及活動 (1)実施状況 (2)実施の内容	有 地域住民への講演会・精神障害者に対する教室等・地域住民と精神障害者との地域交流会 51回 / 940人	有 広報による普及	有 広報による普及	有 広報による普及、チラシ配布	有 精神保健福祉関係者学習会や広報による普及	有 広報による普及	有 広報、教室(年1回、当事者・家族)	
3.訪問 (1)実施状況 (2)訪問延べ件数	有 185件	有 8件	有 50件	有 21件	有 16件	有 12件	有 21件	
4.福祉サービスのケア マネージメント (1)実施状況 (2)件数	有 3件	有 0件	有 3件	有 1件	有 2件	有 0件	有 1件	
5.申請事務等 (1)精神保健福祉手帳の 交付申請 担当係 件数 (2)通院医療費公費負担 申請 担当係 件数	福祉係 58件(新規7人)	保健係 8件	保健係 22件	福祉係(H15年度から保健係) 4件	保健福祉係 13件	福祉係 3件	健康推進係 6件	
6.組織活動 1.当事者の集い (1)実施の状況 (2)実施者数	有 0	無	有 15	無	有 42	無	有 8	
2.家族会支援 (1)実施の状況 (2)実施者数 (3)実施回数	有 約10人 / 1回 2カ月に1回、半日	有 5人 / 1回 年間1回程度	有 約3~5人 / 1回 年間3回程度	有 約4~5人 / 1回 年間3回程度	有 約4~5人 / 1回 年間4~5回程度	有 約3~5人 / 1回 年間3回程度	有 約3~4人 / 1回 年間3回程度	
3.精神保健ボランティア (1)実施の状況	有	無	無	無	無	無	無	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 39 号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【民生部会】

大項目	39.健康づくり事業の取扱いについて	中項目	8.その他の保健事業の取扱いについて
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
(平成14年度実績)								【 専門部会・幹事会案 】 その他の保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。
1. その他の保健事業								
1. 育成医療								
(1) 実施の状況	有	有	有	有	有	有	有	
(2) 実績数								
新規分	13	0	1	0	0	1	0	
継続分	0	1	0	0	1	0	0	
2. 献血								
記念品の有無	有	有	有	有	有	有	有	
実施者数	560	131	127	43	67	80	91	
決算額(円)	54,241	80,000	48,000	60,800	62,424	56,973	71,400	
3. 健康福祉まつり								
実施の状況	無	有	有	有	有	有	無	
内容		講演	2年に1回保健福祉まつり	講演	講演	講演		
4. 広報								
内容	町報、健康カレンダー、まるみえ通信	村報、健康カレンダー	町報、健康カレンダー	町報、事業カレンダー(町の行事を掲載)	町報、ケーブルテレビ	村報、健康カレンダー	町報、健康カレンダー	
5. 関係機関連絡会議								
実施の状況	有	無	有	無	有	無	無	
内容	学校保健小委員会、養護教諭との連絡会		学校保健連絡会議		学校保健連絡会、子育て支援連絡会、保育園との連絡会、保育園と幼稚園との連絡会	学校保健小委員会		
6. その他の組織活動								
(平成15年度)	衛生委員 71名 食生活改善推進協議会 88名 愛育班 35名	衛生普及員 80名 食生活改善推進協議会 10名	保健福祉委員 80名 食生活改善推進協議会 95名	保健福祉推進員 39名 食生活改善推進協議会 28名	食生活改善推進協議会 28名	食生活改善推進協議会 37名 愛育班 73名	保健推進員 47名 食生活改善推進協議会 19名	
7. その他の事業					乳児栄養強化事業 内容：生後4月～12月までの乳児に対してミルク券の支給 1,500円×9か月			

別紙資料1

協議事項に係る参考資料

協定項目 第 39 号

大野郡5町2村合併協議会

報酬・賃金及び報償費等の状況

項目	大野郡5町2村の現況							備考
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
平成15年度								*各町村ともに、その他例外の場合あり
乳幼児健診、1歳6ヶ月健診、3歳児健診、予防接種、基本健診等								
医師	21,000 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円	23,000 円	
歯科医師	21,000 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円	23,000 円	
保健師	7,000 円	6,200 円	6,500 円	円	円	6,000 円	9,300 円	
看護師	7,000 円	6,200 円	6,500 円	6,380 円	6,000 円	6,000 円	8,300 円	
栄養士	7,000 円	6,200 円	6,000 円	6,380 円	円	6,000 円	6,300 円	
歯科衛生士	7,000 円	6,200 円	6,000 円	6,380 円	6,000 円	6,000 円	7,300 円	
理学療法士	10,000 円	15,000 円	円	10,000 円	円	10,000 円	円	
作業療法士	10,000 円	円	円	円	円	10,000 円	円	
保育士	円	円	6,000 円	円	円	円	円	
講演								
医師	20,000 円	30,000 円	15,000 円	25,000 円	30,000 円	30,000 円	円	
栄養士	10,000 円	円	円	7,000 円	円	6,000 円	円	
運動指導士	10,000 円	円	円	8,400 円	6,000 円	10,000 円	15,000 円	
		*その他、運動指導士に20,000円、10,000円、8,000円を事業別に支払			*その他、保育士に10,000円、			

協議事項に係る参考資料

協定項目 第 39 号

大野郡5町2村合併協議会

各種健診単価表

項目	大野郡5町2村の現況							備考
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
平成15年度 老人保健事業 (1) 基本健康診査	4,850 円 臼杵市民健康管理センター	実施主体清川村役場 委託無し	5,223 円 大分県地域保健支援センター	5,081 円 大分県地域保健支援センター	5,000 円 臼杵市民健康管理センター 7,350 円 厚生連健康管理センター	5,061 円 大分県地域保健支援センター	5,061 円 大分県地域保健支援センター	* 委託単価は受診者の自己負担分も含んだ単価である。
(2) 節目健康診査	男26,775円女40.50歳 36,750円・45.55.60歳 33,075円 厚生連健康管理センター	27,500 円 清川村診療所	男性20,040円、女性18,670円 緒方町国保総合病院	男性34,650円、女性44,625円 厚生連健康管理センター	男性35,375円、女性36,120円 緒方町国保総合病院 4,227円 久保歯科医院	未実施	男性36,750円、女性43,050円 厚生連健康管理センター	
(3) 各種がん検診								
胃がん検診	4,380 円 大分県地域保健支援センター	4,330 円 大分県地域保健支援センター	4,330 円 大分県地域保健支援センター	4,330 円 大分県地域保健支援センター	4,380 円 大分県地域保健支援センター	4,380 円 大分県地域保健支援センター	4,480 円 大分県地域保健支援センター	
胃がん検診委託分	8,400 円 厚生連健康管理センター	未実施	未実施	8,400 円 厚生連健康管理センター	8,400 円 厚生連健康管理センター	8,400 円 厚生連健康管理センター	8,400 円 厚生連健康管理センター	
子宮がん検診	3,790 円 大分県地域保健支援センター	3,590 円 大分県地域保健支援センター	3,290 円 大分県地域保健支援センター	3,590 円 大分県地域保健支援センター	3,640 円 大分県地域保健支援センター	3,640 円 大分県地域保健支援センター	3,740 円 大分県地域保健支援センター	
子宮がん検診委託分	3,150 円 厚生連健康管理センター	未実施	未実施	3,150 円 厚生連健康管理センター	3,150 円 厚生連健康管理センター	3,150 円 厚生連健康管理センター	3,150 円 厚生連健康管理センター	
大腸がん検診	1,650 円 臼杵市民健康管理センター	1,820 円 大分県地域保健支援センター	1,845 円 緒方町国保総合病院	1,820 円 大分県地域保健支援センター	1,650 円 臼杵市民健康管理センター	1,670 円 大分県地域保健支援センター	1,820 円 大分県地域保健支援センター	
大腸がん検診委託分	2,100 円 厚生連健康管理センター	未実施	未実施	2,100 円 厚生連健康管理センター	2,100 円 厚生連健康管理センター	2,100 円 厚生連健康管理センター	2,100 円 厚生連健康管理センター	
肺がん検診	610 円 臼杵市民健康管理センター	610 円 大分県地域保健支援センター	610 円 大分県地域保健支援センター	610 円 大分県地域保健支援センター	1,500 円 臼杵市民健康管理センター	610 円 大分県地域保健支援センター	610 円 大分県地域保健支援センター	
肺がん検診委託分	2,100 円 厚生連健康管理センター	未実施	未実施	2,100 円 厚生連健康管理センター	2,100 円 厚生連健康管理センター	2,100 円 厚生連健康管理センター	2,100 円 厚生連健康管理センター	
肺がん(喀痰)検診	未実施	3,110 円 大分県地域保健支援センター	未実施	3,110 円 大分県地域保健支援センター	未実施	未実施	3,110 円 大分県地域保健支援センター	
乳がん検診	3,000 円 厚生連健康管理センター	3,000 円 厚生連健康管理センター	3,550円、2,900円 大分県地域保健支援センター、厚生連健康管理センター	3,830円、3,150円 大分県地域保健支援センター、厚生連健康管理センター	3,530円、3,000円 大分県地域保健支援センター、厚生連健康管理センター	3,530 円 大分県地域保健支援センター	3,980円、2,800円 大分県地域保健支援センター、厚生連健康管理センター	
乳がん検診委託分	3,150 円 厚生連健康管理センター	未実施	未実施	3,150 円 厚生連健康管理センター	3,150 円 厚生連健康管理センター	3,150 円 厚生連健康管理センター	3,150 円 厚生連健康管理センター	
前立腺がん検診	円 臼杵市民健康管理センター	1,500 円 臼杵市民健康管理センター、清川村診療所、清川村役場	1,600 円 大分県地域保健支援センター	2,000 円 大分県地域保健支援センター	2,000円、2,625円 臼杵市民健康管理センター 厚生連健康管理センター	2,000 円 大分県地域保健支援センター	2,000円、2,625円 大分県地域保健支援センター 厚生連健康管理センター	
(4) その他の検診								
骨粗しょう症検診	1,500 円 厚生連健康管理センター	未実施	未実施	1,500 円 厚生連健康管理センター	1,500 円 臼杵市民健康管理センター	1,800 円 大分県地域保健支援センター	1,500 円 厚生連健康管理センター	
腹部超音波検査	3,000 円 厚生連健康管理センター	未実施	未実施	3,000 円 厚生連健康管理センター	未実施	未実施	未実施	
肝炎ウィルス(集団)	2,100 円 臼杵市民健康管理センター	1,550 円 清川村診療所	2,100 円 大分県地域保健支援センター	2,100 円 大分県地域保健支援センター、厚生連健康管理センター	2,100 円 臼杵市民健康管理センター	2,100 円 大分県地域保健支援センター	2,100 円 大分県地域保健支援センター	
肝炎ウィルス(節目)	2,100 円 厚生連健康管理センター	2,100 円 清川村診療所	3,120 円 緒方町国保総合病院	2,100 円 厚生連健康管理センター	2,100 円 厚生連健康管理センター	未実施	1,100円、国保ポイントは1,575円 厚生連健康管理センター	
尿細胞診	未実施	未実施	1,050 円 大分県地域保健支援センター	1,050 円 大分県地域保健支援センター	未実施	1,050 円 大分県地域保健支援センター	1,050 円 大分県地域保健支援センター	
結核検診事業								
結核検診	890 円 臼杵市民健康管理センター	710 円 大分県地域保健支援センター	730 円 大分県地域保健支援センター	730 円 大分県地域保健支援センター	890 円 臼杵市民健康管理センター	730 円 大分県地域保健支援センター	730 円 大分県地域保健支援センター	
			* H16年度より緒方町国保総合病院健診センター		* 胸部X線直接撮影730円 直接フィルム大角160円			

協議事項に係る参考資料

協定項目 第 39 号

大野郡5町2村合併協議会

留意事項

健康づくり事業の取扱いについて

住民生活にきわめて密接に関係し、かつ重要なものであるためできるだけ早く新市町村の一体性を確保できるよう調整を行うことが適切である。ただ、制度統一までの移行措置に関して配慮し、その取扱いについては急激な変化を及ぼすことがないように留意することが必要である。

成人・母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業については、実施内容・方法等について医師会との調整を行い、再編する必要がある。

一団体が独自に行っている事業については、住民サービスが低下しないように調整に努めることが適当である。

(「合併協議会の運営の手引」)より

先進事例

篠山市(平成11年4月1日合併)

保健衛生の取扱い

予防接種、健康診査、母子及び成人保健については、現行を基本として合併時に調整する。ただし、

- (1)健康診査(成人病)にかかる料金は、国基準単価に準拠する。
- (2)2時間人間ドックへの一般会計補助は廃止する。
- (3)上記(1)及び(2)の検査等にかかる国民健康保険加入者については、国民健康保険事業会計から助成する。

さぬき市(平成14年4月1日合併)

(保健部分抜粋)

- (1)予防事業、保健事業、母子保健事業、老人保健事業、健康づくり推進事業、若者健康診査、臨時雇用賃金等は保健福祉計画の策定に合わせ、関係機関等を交えた協議のうえ統一を図る。
- (2)在宅健康管理システム推進事業については、現行のとおりとし、新市において統一を図る。
- (3)骨粗鬆疫学調査事業及びへき地診療所は、現行のとおりとする。
- (4)8020運動推進事業は、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施方法については、統一を図る。

東かがわ市(平成15年4月1日合併)

- (1)母子保健事業については、新市に移行後速やかに調整を図ることとする。
- (2)合併時に予防接種の方法及び自己負担額の統一を図る。
- (3)老人保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、自己負担額については合併時に調整し統一を図る。
- (4)結核予防事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、検診の委託先については、合併時に調整する。

あさぎり町(平成15年4月1日合併)

保健衛生の取扱い

- (1)各協議会、委員会については、新町において新たに設置する。
- (2)健康づくりにかかわる住民組織については、新町において新たに設置する。
- (3)鍼灸治療費支給については、上村の例による。
- (4)合併処理浄化槽設置補助金については、下水道事業補助金制度との均衡をとり要綱を定める。
- (5)各施設については、新町に引き継ぐ。
- (6)予防接種、乳幼児健診、集団検診(成人病他)、母子保健等については、現行を基本とする。

東宇和・三瓶町合併協議会(西予市 平成16年4月1日合併予定)

保健衛生事業関係の取扱い(保健部分抜粋)

- (1)保健センター等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2)予防接種、老人保健事業、母子保健事業、精神保健事業については、合併時に調整する。個人負担を要する事業については、金額を統一する。
- (3)三瓶町の保健師修学資金貸与事業については、廃止する。

日田市郡合併協議会

保健・医療関係事業の取扱い

- 1「健康づくりの都市宣言」については、その趣旨を新市に引き継ぐ。
- 2 法律及び県条例に基づき実施している事業は、新市に引き継ぐ。
- 3 休日、夜間等の救急医療体制については、次のとおりとする。
 - (1)救急医療施設運営事業にかかる在宅当番医制度は、新市に引き継ぐ。
 - (2)歯科医師の休日当番医は、継続に向けて歯科医師との協議を行う。
- 4 妊産婦及び乳幼児医療にかかる助成は、次のとおりとする。
 - (1)乳幼児に係る医療費の自己負担金については、全額を助成する。
 - (2)上津江村の妊産婦等栄養強化事業は廃止する。
- 5 健康診査及び健康診断については次のとおりとする。
 - (1)「医療等以外の保健事業の実施の基準」、「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」、「妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱」、「結核予防法」により実施されている健康診査等は新市に引き継ぎ、市町村独自の健康診査及び人間ドック等の実施については、合併までに調整する。
 - (2)検査項目は合併までに統一する。
 - (3)検診会場については、現行を基本に合併までに調整する。
 - (4)受診者の負担額については、保健事業費等国庫負担(補助)金の対象となるものは要綱に定める費用徴収基準の額とし、他の健康診査については、検査項目等を考慮し合併までに調整する。
- 6 健康相談、健康教育、保健指導事業は現行のとおりとし、必要に応じて新市で検討する。
- 7 その他軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第 39 号

大野郡5町2村合併協議会

根拠法令

母子保健法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医務その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。
2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前3条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

（用語の定義）

第6条 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。
2 この法律において「乳児」とは、1歳に満たない者をいう。
3 この法律において「幼児」とは、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者をいう。
5 この法律において「新生児」とは、出生後28日を経過しない乳児をいう。
6 この法律において「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

（知識の普及）

第9条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

（保健指導）

第10条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

（新生児の訪問指導）

第11条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第19条の規定による指導が行われるときは、この限りでない。
2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

（健康診査）

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。
1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

（妊産婦の訪問指導等）

第17条 第13条の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村は、妊産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

（費用の支弁）

第21条 市町村が行う第12条の規定による健康診査に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

老人保健法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もつて国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする。

第12条 保健事業の種類は、次のとおりとする。

- 1 健康手帳の交付
- 2 健康教育
- 3 健康相談
- 4 健康診査
- 5 医療（医療費の支給を含む。）
- 5の2 入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）
- 5の3 特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）
- 5の4 老人訪問看護療養費の支給
- 5の5 移送費の支給
- 5の6 高額医療費の支給
- 6 機能訓練
- 7 訪問指導
- 8 前各号に掲げるもののほか、老後における健康の保持のため必要な事業として政令で定める事業

（健康診査）

第16条 健康診査は、心身の健康を保持するために行われる診査及び当該診査に基づく指導とする。

（医療等以外の保健事業の実施）

第20条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者に対し、医療（医療費の支給を含む。）、入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給（以下「医療等」という。）以外の保健事業を行う。

（実施の基準）

第24条 医療等以外の保健事業の実施の基準は、事業の種類ごとに、市町村の人口規模及び財政事情その他地域の諸事情に配慮して、厚生労働大臣が定める。

（保健サービス等との連携及び調整等）

第24条の2 市町村は、医療等以外の保健事業の実施に当たっては、第22条に規定する保健サービス、老人福祉法（昭和38年法律第133号）その他の法令に基づく福祉サービス並びに介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅サービス及び施設サービスとの連携及び調整に努めるとともに、その計画的推進を図らなければならない。

（費用の徴収）

第51条 医療等以外の保健事業であつて厚生労働大臣が定めるものに要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該保健事業の対象となつた者又はその者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）から、当該保健事業に要する費用の一部を徴収することができる。
2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に囑託することができる。

精神保健及び精神障害福祉法（抜粋）

（通院医療）

第32条 都道府県は、精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局その他病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局であつて政令で定めるもの（その開設者が、診療報酬の請求及び支払に関し次条に規定する方式によらない旨を都道府県知事に申し出たものを除く。次条において「医療機関等」という。）で病院又は診療所へ入院しないで行われる精神障害の医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の100分の95に相当する額を負担することができる。
2 前項の医療に必要な費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によつて算定する。
3 第1項の規定による費用の負担は、当該精神障害者又はその保護者の申請によつて行うものとし、その申請は、精神障害者の居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に対してしなければならない。
4 前項の申請は、厚生労働省令で定める医師の診断書を添えて行わなければならない。ただし、当該申請に係る精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているときは、この限りでない。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第 39 号

大野郡5町2村合併協議会

根拠法令

予防接種法（抜粋）

第1条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

第3条 市町村長は、1類疾病及び2類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（第9条において「保健所を設定する市」という。）にあつては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する疾病のうち政令で定めるものについて、当該疾病の発生状況等を勘案して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる。

3 前項の規定による指定があつたときは、その区域の全部が当該指定に係る区域に含まれる市町村の長は、第1項の規定にかかわらず、当該指定に係る疾病について予防接種を行うことを要しない。

第7条 市町村長又は都道府県知事は、第3条第1項又は前条第1項に規定する予防接種を行うに当たつては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行つてはならない。

第8条 第3条第1項に規定する予防接種であつて1類疾病に係るもの又は第6条第1項に規定する予防接種の対象者は、第3条第1項に規定する予防接種（当該予防接種に相当する予防接種であつて、市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「定期の予防接種」という。）であつて1類疾病に係るもの又は第6条第1項に規定する予防接種（当該予防接種に相当する予防接種であつて、同項の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「臨時の予防接種」という。）を受けるよう努めなければならない。

2 第3条第1項に規定する予防接種であつて1類疾病に係るもの又は第6条第1項に規定する予防接種の対象者が16歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者は、その者に定期の予防接種であつて1類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第24条 第3条第1項の規定による予防接種を行つた者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。

結核予防法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによつて、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（国及び地方公共団体の義務）

第2条 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たつては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

（定期の健康診断）

第4条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者（以下「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）に対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第1項の健康診断の対象者以外の者に対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

4 第1項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健法（昭和33年法律第56号）その他の法律又はこれらに基く命令若しくは規則の規定によつて健康診断が行われた場合において、その健康診断が第12条の規定に基く厚生労働省令で定める技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、第1項の規定による健康診断を行つたものとみなす。

5 第1項及び第2項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

（健康診断の方法）

第6条 前2条に規定する健康診断は、ツベルクリン反応検査、エックス線検査その他厚生労働省令で定める方法によつて行うものとする。

（受診義務）

第7条 第4条 第1項又は第3項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、事業者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならない。

2 第5条の規定により定期外の健康診断を受けるべき者として指定された者は、指定された期日に、都道府県知事を行う健康診断を受けなければならない。

（定期の予防接種）

第13条 第4条第1項又は第3項の規定によつて定期の健康診断を行つた者（同条第4項の規定により同条第1項の規定による健康診断を行つた者とみなされた者を含む。次項において同じ。）は、その受診者のうち、ツベルクリン反応が陰性であつた者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

2 第4条第1項又は第3項の規定によつて定期の健康診断を行つた者は、第8条の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者のうち、ツベルクリン反応が陰性であつた者に対して、速やかに、期日又は期間を指定してツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が再び陰性である者に対して定期の予防接種を行わなければならない。

3 第4条第1項又は第3項の規定により定期の健康診断を行うべき者は、当該健康診断の対象者のうち前2項に規定する定期の予防接種を受けた者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

4 市町村長は、その管轄する区域内に居住する小学校就学の始期に達しない者に対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

（定期外の予防接種）

第14条 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、第5条各号に掲げる者について、その対象者及びその期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対しては、定期外の予防接種を行うことができる。

（予防接種を行うべき日）

第15条 前2条に規定する予防接種は、ツベルクリン反応を判定した日に行わなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、その日から2週間をこえない限度において、これを延期することができる。

（一般患者に対する医療）

第34条 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者が第36条の規定により指定された医療を担当する機関（以下「指定医療機関」という。）で厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用について、当該患者又はその保護者の申請により、その100分の95に相当する額を負担することができる。ただし、当該患者が、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定によつて医療を受けることができる者であるときは、この限りでない。

2 前項の申請は、当該患者の住所地を管轄する保健所長を経由し、都道府県知事に対してしなければならない。

4 第1項の申請があつてから6月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

（従業禁止、命令入所患者の医療）

第35条 都道府県は、都道府県知事が第28条の規定により従業を禁止し、又は第29条の規定により結核療養所に入所し若しくは入所させることを命じた場合において、当該患者又はその保護者から申請があつたときは、当該患者が指定医療機関において受ける第1号から第5号までに掲げる医療に要する費用及びその医療を受けるために必要な第6号に掲げるものに要する費用を負担する。ただし、第6号に掲げるものに要する費用については、都道府県知事が必要と認める場合に限る。

1. 診察
2. 薬剤又は治療材料の支給
3. 医学的処置、手術及びその他の治療
4. 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
5. 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
6. 移送

上下水道事業の取扱いについて（その 1）

上下水道事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 1 2 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

上下水道事業の取扱いについて（その 1）

水道事業の取扱いについて

- ・水道事業については、新市に移行し、詳細は合併までに調整する。
- ・水道料金は現行のとおりとし、新市において、住民生活に支障のないよう、合併後 5 年を目途に、調整しながら一本化を図る。
- ・手数料については、合併時に統一する。
- ・料金の算定方法等は、現行のとおりとし水道料金一本化の時に統一する。
- ・徴収方法は三重町の例により、合併時に統一する。
- ・給水加入金・給水装置工事方法については、合併時に統一する。
- ・飲料水給水施設設置補助は合併時に統一する。
- ・給水装置工事業者の指定は合併時に統一する。

下水道事業の取扱いについて

- ・下水道事業については、新市に移行し、詳細は合併までに調整する。
- ・手数料については、公共下水道は現行のとおりとし、農業集落排水事業は合併時に統一する。
- ・使用料及び使用料の算定方法については、現行のとおりとする。
- ・維持管理方法は、公共下水道は現行のままとし、農業集落排水事業は合併時に統一する。
- ・使用料の徴収方法、工事の実施方法・費用負担は合併時に統一する。
- ・加入金（分担金）は現行のとおりとする。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第45-1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	45、上下水道の取扱い	中項目	1、水道事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1、水道料金（消費税）	上水道（公営企業） （税別）	簡易水道 （税込み）	簡易水道 （税込み）	専用水道 （町営住宅用、税別）	簡易水道 （税別）	簡易水道 （税別）	簡易水道 （税別）	<p>< 専門部会案 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業については、現行の各事業会計を新市に移行し、管理体制を一元化する。 ・水道料金は現行のとおりとし、新市において、住民生活に支障のないよう、合併後5年を目途に、調整しながら一本化を図る ・手数料については、合併時に統一する ・料金の算定方法等は、現行のとおりとし水道料金一本化の時に統一する ・徴収方法は三重町の例により、合併時に統一する ・給水加入金・給水装置工事方法については、合併時に統一する ・飲料水給水施設設置補助は合併時に統一する ・給水装置工事事業者の指定は合併時に統一する <p>< 幹事会案 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業については、新市に移行し、詳細は合併までに調整する。 ・水道料金は現行のとおりとし、新市において、住民生活に支障のないよう、合併後5年を目途に、調整しながら一本化を図る ・手数料については、合併時に統一する ・料金の算定方法等は、現行のとおりとし水道料金一本化の時に統一する ・徴収方法は三重町の例により、合併時に統一する ・給水加入金・給水装置工事方法については、合併時に統一する ・飲料水給水施設設置補助は合併時に統一する ・給水装置工事事業者の指定は合併時に統一する
< 一般用 > 基本料金（地区別） 料金（円）/水量（m ³ ）	1,110円/8m ³	六種 1,800円/8m ³ 長迫 1,200円/7m ³ 改定検討中	馬場 830円/6m ³ 知田 830円/6m ³ 徳田・中野・小原 1,000円/6m ³ H16年度からは、一律 940円/6m ³ となる	600円/8m ³	田中 1,125円/7m ³	新殿・千歳村 500円/5m ³	犬飼・長谷 1,200円/7m ³	
超過料金（地区別） 料金（円）/水量（1m ³ ）	150円	六種 300円 長迫 160円 改定検討中	馬場 126円 知田 126円 徳田・中野・小原 126円 H16年度からは、一律 136円となる	80円	田中 162円	新殿・千歳村 90円	犬飼・長谷 140円	
< 営業用 > 基本料金（地区別） 料金（円）/水量（m ³ ）	2,440円/18m ³	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
超過料金（地区別） 料金（円）/水量（1m ³ ）	150円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
< 大口用 > 基本料金（地区別） 料金（円）/水量（m ³ ）	18,500円/150m ³	なし	なし	なし	なし	なし	犬飼・長谷 1,800円/10m ³	
超過料金（地区別） 料金（円）/水量（1m ³ ）	145円	なし	なし	なし	なし	なし	犬飼・長谷 140円	
< 特大口用 > 基本料金（地区別） 料金（円）/水量（m ³ ）	525,000円/4,200m ³	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
超過料金（地区別） 料金（円）/水量（1m ³ ）	145円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
< 臨時用 > 基本・超過料金 料金（円）/水量（1m ³ ）	320円	なし	馬場 240円 知田 240円 徳田・中野・小原 240円	なし	田中 375円	なし	犬飼・長谷 200円	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第45-1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	45、上下水道の取扱い	中項目	1、水道事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
区分	上水道(公営企業)	簡易水道	簡易水道	専用水道	簡易水道	簡易水道	簡易水道	
2、手数料		なし	なし	なし		なし		
給水装置工事業者指定手数料	一件につき 10,000円				なし		一件につき 14,000円	
設計手数料	設計金額の 100分の3				一件につき 100円		なし	
設計審査及び工事検査	設計金額の 100分の1.5				工事検査のみ 一件につき 100円		1件につき 13及び20mm 新設 8,000円 その他 4,000円 25及び30mm 新設 10,000円 その他 5,000円 40及び50mm 新設 14,000円 その他 7,000円 給水分岐工事 4,000円	
各種証明手数料	一件につき 300円				なし		一件につき 300円	
督促手数料	一通につき 100円				なし		一通につき 100円	
消防演習立会い料	一回につき 4,600円				なし		なし	
指定業者外工事確認	一回につき 4,000円				なし		なし	
給水工事道路占用書類作成	なし				なし		一件につき 5,500円	
材料検査	なし				一件につき 100円		なし	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第45-1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	45、上下水道の取扱い	中項目	1、水道事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
区分	上水道（公営企業）	簡易水道	簡易水道	専用水道	簡易水道	簡易水道	簡易水道	
3、料金の算定	管理者が指定した日に量水器により測定し、その日の属する月分とする	毎月10日から15日の間で計量検針を行う	毎月1日から5日までの間でメーター検針を行い、その日の属する月分とする	町長が指定した日に量水器により測定し、その日の属する月分とする	町長が指定した日に量水器により測定し、その日の属する月分とする	村長が指定した日に量水器により測定し、その日の属する月分とする	簡易水道 料金算定の基準日として、町長があらかじめ定めた定例日で隔月の定例日にメーターの点検を行い、定例日の属する月分及びその前月分の水量料金を算定する この場合の使用水量は、隔月検針の毎月調停とし、使用料の2分の1を各月で徴収する	
4、特別な場合の料金	月の途中で開始、中止した場合 使用開始 使用開始から定例日までの日数が15日以内の時はその月の算定を見送り、翌月にまとめて算定 15日を越える時は、1カ月分として算定 使用中 使用日数を問わず1カ月分として算定	月の途中で開始、中止した場合 条例による規定はないが、その日までの給水使用料	月の途中で開始、中止した場合 基本水量の2分1以下のときは2分の1、以外は1月とする	月の途中で中止した場合 その日までの給水使用料	月の途中で開始、中止した場合 基本水量の2分1以下のときは2分の1、以外は1月とする 月の途中で用途変更した場合 使用日数の多い料率	月の途中で開始、中止した場合 基本水量の2分1以下のときは2分の1、以外は1月とする 月の途中で用途変更した場合 使用日数の多い料率	月の途中で開始、中止した場合 基本水量の2分1以下のときは2分の1、以外は1月とする 月の途中で用途変更した場合 使用日数の多い料率 日数が等しい時は新しいもの	
5、臨時使用料の前納	管理者が定める概算料金を前納する 水道使用をやめたときに精算する	なし	町長が定める概算料金を前納する 水道使用をやめたときに精算する	なし	町長が定める概算料金を前納する 水道使用をやめたときに精算する	村長が定める概算料金を前納する 水道使用をやめたときに精算する	町長が定める概算料金を前納する 水道使用をやめたときに精算する	
6、料金の徴収方法	納入通知書及び口座振替により毎月徴収 徴収業務は直接	納入通知書により 毎月末徴収 徴収業務は直接	納入通知書により 毎月徴収 徴収業務は直接	測定日の属する月の月末までに徴収 徴収業務は直接	納入通知書により 毎月徴収 徴収業務は直接	納入通知書または集金の方法により 毎月徴収 徴収業務は直接	納入通知書により 毎月徴収 徴収業務は直接	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第45-1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	45、上下水道の取扱い	中項目	1、水道事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
区分	上水道（公営企業）	簡易水道	簡易水道	専用水道	簡易水道	簡易水道	簡易水道	
7、給水加入金	新設 13mm 50,000円 20mm 100,000円 25mm 150,000円 40mm 500,000円 50mm 900,000円 75mm 1,500,000円 100mm 3,000,000円 改造 改造後上記金額と改造前金額との差額	六種 新設 150,000円 長迫 新設 150,000円	馬場・知田 徳田・中野・小原 新設 13mm 150,000円 20mm 180,000円 25mm 278,000円 40mm 713,000円 50mm 1,110,000円 60mm以上は、町長が決定 改造 改造後上記金額と改造前金額との差額	なし	田中 新設 50,000円	新設・千歳村 新設 13mm 100,000円 20mm 120,000円 25mm 140,000円 30mm 160,000円 40mm 180,000円 50mm 200,000円 改造 改造後上記金額と改造前金額との差額	犬飼・長谷 新設 13mm 100,000円 20mm 180,000円 25mm 220,000円 30mm 300,000円 40mm 500,000円 50mm 800,000円 改造 改造後上記金額と改造前金額との差額	
8、加入金の還付	工事申し込み取消しメーター口径の変更以外は還付しない	なし	還付しない	なし	なし	なし	給水期間が短期である場合以外は還付しない	
9、給水装置工事費の負担区分（新設、改造、修繕、撤去）	申請者負担	申請者負担	町負担 変更は原因者負担	なし	申請者負担	申請者負担	申請者負担	
10、工事の施行方法	管理者施行 工事費を算出し概算額を予納し 工事竣工後に清算する 指定事業者施行 管理者の設計審査 工事検査を行う	村が施行する 工事費を算出し概算額を予納し 工事竣工後に清算する 止水栓以下の設計・工事は指定業者施行可能 村が設計審査 工事検査を行う	町が施行する	なし	町が施行する 工事費を算出し概算額を予納し 工事竣工後に清算する 止水栓以下の設計・工事は指定業者施行可能 町が設計審査 工事検査を行う	村施行 工事費を算出し概算額を予納し 工事竣工後に清算する 指定事業者施行 村の設計審査 工事検査を行う	町施行 工事費を算出し概算額を予納し 工事竣工後に清算する 指定事業者施行 町の設計審査 工事検査を行う	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第45-1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	45、上下水道の取扱い	中項目	1、水道事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
11、飲料水給水施設設置補助	なし	なし	給水施設改善 補助対象 補助金が交付されない事業 3世帯以上の共同水道施設及び公共用施設の水道施設 交付基準 1件当り50万円以上600万円以下で公共用施設を除き1世帯負担額5万円以上に限る 用地費は含まない 事業費の25%以内	飲料水施設改善 補助対象 給水戸数5戸以上又は給水人口15人以上で地区で共同管理 新規の水源から 新規の貯水槽まで 交付基準 工事費の10分の5以内、限度額150万円、国県補助があれば、本補助に満たない差額を補助	飲料水施設改善 補助対象 3世帯以上を有する地区で共同設置 工事費10万円以下は対象外 交付基準 予算の範囲内で交付する 国県補助があれば、それを控除した後の30%以内	簡易水道事業補助金 補助対象 給水戸数5戸以上 工事金額60万円以上 交付基準 工事費から60万円を控除後の30%以内 国県補助があれば、それも控除した後の30%以内	なし	
12、給水装置工事事業者の指定	あり	なし	あり	なし	なし	あり	あり	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第45-1号

大野郡5町2村合併協議会

【上・下水道事業基本方針】

上・下水道事業については、生活に重要な影響のある公営企業等として、独立採算制を原則としており、各町村によって事業規模、運営制度、給水条件、使用料金等に差がある場合がある。

上・下水道事業については、住民生活に極めて密接に関係し、かつ重要なものであるため、市町村合併を行う場合には、住民の生活に影響を及ぼさないよう、十分に新市町村における上・下水道事業の運営について検討し、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することが適当である。（「合併協議会の運営の手引き」より）

【水道の種類】（郡内町村維持管理を行っているもののみ記載、「大分県の水道」より）

- (1) 上水道 計画給水人口5,001人以上の水道
- (2) 簡易水道 計画給水人口101人以上5,000人以下の水道。「簡易」とあるのは施設の規模が小さいという意味で、構造的には上水道と何ら変わらない。
- (3) 専用水道 寄宿舍・社宅等における自家用の水道で、居住人口101人以上のもの。分譲住宅等に設置され上水道や簡易水道に統合されるまでの間、この取り扱いを受けるものがある。

【根拠法令】

水道法
(責務)

第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第二条の二 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を営むに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

2 国は、水源の開発その他の水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、地方公共団体並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならない。

地方公営企業法

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

(経営の基本原則)

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(地方公営企業の設置)

第四条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

【先進事例】

北蒲原郡南部郷合併協議会（平成16年4月1日合併予定）

(1) 水道事業の経営に関すること

当分の間、安田町水道事業及び水原町外3ヶ町村水道企業団水道事業を経営する。ただし、新市において、安田町水道事業及び水原町外3ヶ町村水道企業団水道事業の統合に向けた調整を図る。

(2) 料金及び手数料に関すること

水道料金については、当分の間、現行のとおりとする。

使用水量の算定及び水道料金の徴収方法については、水原町外3ヶ町村水道企業団の例による。

手数料については、安田町、水原町外3ヶ町村水道企業団で差異のないものについては、現行のとおりとする。また、差異のあるものについては、合併時に統一する。

(3) 上水道加入金に関すること

水道加入金当分の間、現行のとおりとする。

養父郡合併協議会(平成16年4月1日合併予定)

1, 上水道施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。

2, 簡易水道施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。

3, 加入金については、八鹿町の例による。

4, 使用料については、新市に移行後5年を目途に随時調整する。

富士河口湖町（平成15年11月15日合併）

1. 水道事業については、現行の各事業会計を新町に移行し、管理体制を一元化する。また、水道事業計画については、新町において速やかに策定する。

2. 水道料金については、現行のとおりとする。

3. 河口湖南水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、財産、債権、債務、職員等は新町に引き継ぐ。

あさぎり町（平成14年4月1日合併）

(1) 水道使用料については、合併時に統一料金とする。

(2) 加入金については、免田町の例による。

(3) メーター使用料については、上村、岡原町の例による。

南アルプス市（平成15年4月1日合併）

上水道については、現行の各事業会計を新市に移行し管理体制を一元化する。

また、新市の水道整備計画を策定し住民生活に支障のないよう調整しながら一本化を図る。

合併市町村に対する財政措置

合併を機に行われる新しいまちづくり、合併関係市町村間の公共料金格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するために特別交付税による包括的財政措置が講じられる。

協議事項に係る参考資料(町村別上水道、簡易水道、専用水道施設状況)

協定項目 第45-1号

平成14年度施設状況(平成14年度決算統計資料による)

大野郡5町2村合併協議会

町 村 名	三重町		清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	計
水道種別	上水道	簡易水道	簡易水道	簡易水道	専用水道	簡易水道	簡易水道	簡易水道	
供用開始年月日	S36.3.1	S58.7.2	S29.1.23	S30.9.1		S30.4.1	S32.4.1	S46.9.30	
給水区域	<p>肝煎1・2区、市場1・2・3・4・5・6区、市原区、上赤1・2区、下赤嶺岡区、下赤嶺中の原区、下赤嶺下区、下赤嶺東区、下赤嶺朝日区、久知良区、前内田区、内田区、大原区、百枝区、法泉庵区、上田原区、牟礼区、西原区、下玉田区、中玉田区、東菅住宅区、戸刈区、上小坂区、三重原区、羽飛区、鬼塚区、深田区、向田住宅</p>	<p>(1)菅尾地区簡易水道 大字菅生の一部、大字浅瀬の一部、大字井迫の一部、大字芦刈の一部、大字宮野の一部 (2)松尾地区簡易水道 松尾区 (3)川辺地区簡易水道 大字川辺のうち、字世原、尾迫、中村、中原、西原、下原、灰園、泉</p>	<p>(1)六種地区簡易水道 大字六種の内、字宮津留、上中尾、泉、石原、納米、小原、蔵内 (2)長迫地区簡易水道 大字砂田一円、大字雨堤一円、大字天神一円</p>	<p>(1)馬場簡易水道区 大字馬場、字大石、寺田、カモウ、下土甲、ホキ上、市口、天神下、野間、イザリ町、東仙寺、桑原、本田、ミツエ、大久保、柏木、松山、東福寺の一部、大平の一部、大字井上、字牛ノ田の一部、中ノ切の一部、寺嶋手の一部、櫻町、天神山の一部、浦久保の一部、中ノ原の一部、松手久保 大字野尻、字五反田、野尻の一部、黒主の一部、西白寺の一部、高城の一部、岩詰の一部、牧の一部、迫の一部、上牧の一部、鳥越の一部、定付の一部 大字越生、字平原の一部、駒方の一部、仲島の一部、宮畑の一部、桑迫、原の一部、大久保の一部、新土手の一部、原田の一部 大字下自在、字小柳の一部、大石、下市、上市、小室、横田の一部、辻、枝石、今宮の一部、戸ノ上の一部、長迫、深町の一部分、高尾 大字輪丸、字横田の一部、クシケ、五斗粟の一部、深迫の一部 大字上自在、字城の一部、野仲田の一部 大字鮎川 字借渡の一部 (2)徳田簡易水道区 大字徳田 字米山、萩原、下鶴、飯宿、小松迫、小松迫平、平、鶴、内久保、立平、柿ノ木の一部、水口の一部、河原田の一部、中尾の一部 大字上冬原 字トラノヲ、飯ヤツルの一部、久保の一部、棚尾の一部、梅無礼の一部、竜千寺、森下の一部、竹ノ内、高野前、上辻、室、小野、中原、赤道、向の一部、リヲサンの一部、谷の一部、田ノ平の一部、ノリコエの一部 大字冬原 字柚ノ木平の一部、蔵万寺、原、新駒の一部、小迫、監物平、南久保頭、柿迫、茶屋元、口ノ草、大原、加賀知前的一部分、加賀知、小豆穴、シノベ山の一部、花木沢、原、日向瀬の一部、中的一部分 大字栗生 字土入の一部、上栗生の一部、長迫の一部 大字柚木 字梅木、下ノ平 大字下徳田 字殿峰 大字久土知 字荒平の一部 (3)知田簡易水道区 大字知田 字大善寺の一部、中ス、屋敷の一部、長畑、宮ノ下の一部、ケ瀬蓋の一部、年ノ神、寺ヶ迫 (4)中野簡易水道区 大字中野 字中尾の一部、下迫、下津留、宮前、竹ノ脇の一部、大平、岡田、前久保の一部、刈政の一部、尾崎の一部、横平の一部、下津留、崩堀上、本久保、横山の一部 大字徳田 字三ヶ塚の一部 大字木野 字向原、下長迫、七足の一部、巢石の一部、柿木畑の一部、市ノ久保の一部 (5)小原簡易水道区 大字小原 字テコシの一部、道下の一部、道上の一部、村上の一部、迫の一部、坂元、堂元、年神、安の一部、仲シマ、尾園、漆畑、堺谷の一部、米上の一部、尾久保の一部</p>	<p>大字朝地 町菅住宅 近地第1・2・3団地 大字板井迫 町菅住宅 妙見第1団地、妙見第2団地、石田団地 大字梨小 やすらぎ団地</p>	<p>大字田中 町、佐代東、佐代西、妙勝庵、南、北 大字藤北 木原 大字宮迫 宮迫(浅草東、浅草西) 大字屋原 屋原 大字中原 駒鹿(小鹿) 大字田代 田代(川北、川南) 大字酒井寺 酒井寺(酒井寺東)</p>	<p>(1)千歳村簡易水道 大字前田、大字高畑のうち北迫、仕手上、仕手、高畑前、高畑、音名、小畑、田崎、井ノ元、大坪、松山、大迫、猫平、中山頭、徳尾、宮地、松迫、柏迫、葉越、向原、二本松、大字柴山、大字船田、大字石田、大字長峰 (2)新殿簡易水道 大字新殿、大字下山、大字高畑のうち筒の上、平川、叶、丸</p>	<p>(1)犬飼簡易水道 下野、上津尾、上津尾住宅、内河、阿原の一部、堀川、天神町、西の田、上ワ町、上サ町、新道の一部、一部、二部、三部、本町、小福手、原、津留、上重、渡無瀬、石井、上山奥、下山奥、高松、戸上、長谷、萩原、久原上、久原住宅、久原下、細口、松田 (2)長谷簡易水道 長畑、山内、葉ヶ畑、黒松西、黒松東、山田、宇津尾木、高津原、畑ヶ川、柴北上、柴北下、葛川、真萱、下の原、阿原の一部及び新道の一部</p>	
管理体制	町直営	菅尾地区 松尾・川辺地区	村直営	町直営	町直営	町直営	村直営	町直営	
法適・非適	法適用企業	法非適用企業	法非適用企業	法非適用企業	法非適用企業	法非適用企業	法非適用企業	法非適用企業	
給水区域面積 (ha)	1,830	539	142	255	2	190	520	1,700	5,178
行政区域内現在人口 (a)	18,321	18,321	2,657	6,666	3,603	5,709	2,570	4,599	44,125
計画給水人口	14,000	1,360	1,590	3,795		1,900	2,690	5,040	30,375
現在給水人口 (b)	12,139	888	968	3,201	758	1,261	2,085	4,495	25,795
町村営普及率 (%、b/a)	71.1%		36.4%	48.0%	21.0%	22.1%	81.1%	97.7%	58.5%
導水管延長 (m)	450	6,435	5,244	1,293	300	1,265	4,292	2,654	21,483
送水管延長 (m)	4,800	2,033	1,428	8,167	4,000	1,103	2,761	13,525	33,017
配水管延長 (m)	86,150	18,311	18,057	48,747	8,700	10,496	52,347	73,898	230,556
浄水場設置数	1	1	6	2	2	1	2	4	18
配水池設置数	3	2	2	11	2	2	6	21	46
配水能力 (m ³ /日)	5,500	620	467	1,374	137	936	1,341	2,210	7,085
年間総配水量 (m ³ 、A)	1,537,960	134,787	94,069	433,020	39,113	176,545	108,730	623,316	1,609,580
一日最大配水量 (m ³)	4,994	478	283	1,252	81	936	304	1,959	5,293
年間総有収水量 (m ³ 、B)	1,456,000	126,684	88,545	392,948	31,811	122,391	98,945	430,842	1,292,166
有収率 (%、B/A)	94.7%	94.0%	94.1%	90.7%	81.3%	69.3%	91.0%	69.1%	80.3%
給水原価 (円)	132.58	244.40	309.63	108.14		250.78	536.79	275.10	
供給単価 (円)	152.26	158.65	193.36	129.02	38.26	164.73	105.97	164.74	
職員数	5	1	0	2	1	1	0	3	8

簡易水道の菅尾・松尾地区はH16年度に上水道と統合される。また、松尾及び川辺地区は地区簡易水道組合に維持管理すべてを委任している。以上のことから、下記の簡水の資料は新市において維持管理する菅尾地区との合計額とする

協議事項に係る参考資料(町村別上水道、簡易水道、専用水道決算状況)

協定項目 第45 - 1号

大野郡5町2村合併協議会

平成14年度決算状況(平成14年度決算統計資料による)

(単位:千円)

町 村 名		三重町		清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	計	備 考
水 道 種 別		上水道	簡易水道	簡易水道	簡易水道	専用水道	簡易水道	簡易水道	簡易水道		
収益的収支	総収益(a)	228,839	28,804	20,431	50,788	1,217	35,303	27,511	91,867	484,760	
	営業収益	228,640	21,704	17,121	50,698	1,217	20,162	22,475	80,337	442,354	
	料金収入	221,693	20,098	17,121	50,698	1,217	20,162	10,485	70,977	412,451	
	その他	6,947	1,606	0	0	0	0	11,990	9,360	29,903	
	営業外収益	199	7,100	3,310	90	0	15,141	5,036	11,530	42,406	
	他会計繰入金	0	6,852	3,309	0	0	3,934	5,035	11,530	30,660	
	その他	199	248	1	90	0	11,207	1	0	11,746	
	総費用(b)	193,331	23,648	14,857	36,687	0	25,920	28,013	92,065	414,521	
	営業費用	168,974	9,943	12	26,822	0	16,878	10,427	60,303	293,359	
	営業外費用	24,222	13,705	14,845	9,865	0	9,042	17,586	31,762	121,027	
	特別損失	135									
	収支差引 A(a-b)	35,508	5,156	5,574	14,101	1,217	9,383	502	198	70,239	
資本的収支	資本的収入(c)	7,747	5,681	7,529	2,010	0	98,703	87,263	518,819	727,752	
	地方債	0	0	0	0	0	47,200	10,500	248,200	305,900	
	他会計出資・負担・補助金	1,177	3,657	6,479	0	0	5,923	27,297	60,470	105,003	
	国・県補助金	0	0	0	0	0	30,383	0	206,852	237,235	
	その他	6,570	2,024	1,050	2,010	0	15,197	49,466	3,297	79,614	
	資本的支出(d)	107,483	7,838	14,565	16,020	0	100,100	86,809	474,284	807,099	
	建設改良費	79,049	525	2,006	10,215	0	95,327	61,709	443,329	692,160	
	地方債償還金	28,434	7,313	12,559	5,805	0	4,773	25,100	30,955	114,939	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収支差引 B(c-d)	99,736	2,157	7,036	14,010	0	1,397	454	44,535	79,347	
	補填財源										
	当年度分損益勘定留保資金	34,380									
積立金取り崩し額	61,991										
その他	3,365										
収支再差引(A+B)	64,228	2,999	1,462	91	1,217	7,986	48	44,337	9,108		
積立金		0	399	58	0	7,252	1	41,127	48,837		
実質収支		1,862	0	28,002	1,217	15,045	500	0	46,626		
企業債現在高	771,067	348,993	316,208	241,435	0	430,238	836,264	892,476	3,836,681		
年度別償還計画(元金・利子)											
平成15年度	51,609	21,018	21,980	13,596	0	16,310	51,301	63,814	239,628		
平成16年度	49,345	22,341	23,593	13,916	0	16,998	58,685	68,855	253,733		
平成17年度	48,250	26,877	24,026	15,408	0	27,252	67,361	68,406	277,580		
平成18年度	51,076	28,027	24,902	16,900	0	34,326	69,252	71,533	296,016		
平成19年度	48,648	28,028	24,457	16,901	0	32,509	71,329	73,872	295,744		

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第 45 - 1 号

一般水道料金試算表（一般家庭用）

（単位：円、税込み計算）

使用量 (m ³)	三重町	清川村		緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	備 考
	上水道	簡易水道（長迫）	簡易水道（六種）	簡易水道	専用水道	簡易水道	簡易水道	簡易水道	
1	1,170	1,200	1,800	940	630	1,181	525	1,260	
2	1,170	1,200	1,800	940	630	1,181	525	1,260	
3	1,170	1,200	1,800	940	630	1,181	525	1,260	
4	1,170	1,200	1,800	940	630	1,181	525	1,260	
5	1,170	1,200	1,800	940	630	1,181	525	1,260	
6	1,170	1,200	1,800	940	630	1,181	620	1,260	
7	1,170	1,200	1,800	1,070	630	1,181	710	1,260	
8	1,170	1,360	1,800	1,210	630	1,351	810	1,410	
9	1,320	1,520	2,100	1,340	710	1,521	900	1,550	
10	1,480	1,680	2,400	1,480	800	1,691	1,000	1,700	
11	1,640	1,840	2,700	1,620	880	1,861	1,090	1,850	
12	1,800	2,000	3,000	1,750	970	2,031	1,190	2,000	
13	1,950	2,160	3,300	1,890	1,050	2,201	1,280	2,140	
14	2,110	2,320	3,600	2,020	1,130	2,371	1,380	2,290	
15	2,270	2,480	3,900	2,160	1,220	2,542	1,470	2,440	
16	2,430	2,640	4,200	2,300	1,300	2,712	1,560	2,580	
17	2,580	2,800	4,500	2,430	1,390	2,882	1,660	2,730	
18	2,740	2,960	4,800	2,570	1,470	3,052	1,750	2,880	
19	2,900	3,120	5,100	2,700	1,550	3,222	1,850	3,020	
20	3,060	3,280	5,400	2,840	1,640	3,392	1,940	3,170	
21	3,210	3,440	5,700	2,980	1,720	3,562	2,040	3,320	
22	3,370	3,600	6,000	3,110	1,810	3,732	2,130	3,470	
23	3,530	3,760	6,300	3,250	1,890	3,902	2,230	3,610	
24	3,690	3,920	6,600	3,380	1,970	4,072	2,320	3,760	
25	3,840	4,080	6,900	3,520	2,060	4,243	2,420	3,910	
26	4,000	4,240	7,200	3,660	2,140	4,413	2,510	4,050	
27	4,160	4,400	7,500	3,790	2,230	4,583	2,600	4,200	
28	4,320	4,560	7,800	3,930	2,310	4,753	2,700	4,350	
29	4,470	4,720	8,100	4,060	2,390	4,923	2,790	4,490	
30	4,630	4,880	8,400	4,200	2,480	5,093	2,890	4,640	

三重町・朝地町・千歳村・犬飼町は、10円未満四捨五入
 緒方町は、10円未満切り捨て
 清川村・大野町は円未満切り捨て

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第45-1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	45、上下水道事業の取扱い	中項目	2、下水道事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
下水道整備事業種別	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	なし	公共下水道	なし	なし	
3、使用料の算定	基本料金 + 世帯員 × 世帯員数割 + 消費税 世帯員の確認は、毎月1日現在の住民基本台帳に登録された人数により、世帯員数は生活を一にする同居親族を含む員数とする 事業所等は工事確認申請書に記載された人数とする	世帯人数 × 世帯人数割 + 消費税 世帯人数は、使用月における住民基本台帳に登録された人数 事業所は算定人口による	基本料金 + 世帯員 × 世帯員数割 + 消費税 10円未満は切捨て 一般家庭は、4人までは上記の料金、5人以上の場合は1人増す 毎に上記の世帯割の半額を加算する 世帯員の確認は、毎月1日現在の住民基本台帳に登録された人数による。ただし、事業所等の処理人口は毎年4月1日現在		毎使用月において汚水の量に応じ、上記により算出した額に消費税額及び地方消費税の相当額を加えた額とする 10円未満の端数は切り捨てる 簡易水道を使用した場合は、水道使用水量とする 共同で給水している場合は、使用の態様等を考慮し町長が認定する 簡水以外を使用した場合は、使用の態様等を考慮し町長が認定する			
4、特別な場合の料金	月の途中で開始、中止した場合 当該月の使用日数が14日以下の場合 は半額とし、15日以上の場合 は月使用料の全額	月の途中で開始、中止した場合 当該月の使用日数が14日以下 の場合 は半額とし、15日以上の場合 は月使用料の全額	月の途中で開始、中止した場合 当該月の使用日数が14日以下 の場合 は半額とし、15日以上の場合 は月使用料の全額		月の途中で開始、中止した場合 使用日数が15日以内で下水 排除量が3.5m ³ 以下の時は 基本料金の2分の1とする 使用日数が16日以上又は下 水排除量が3.5m ³ を超える 時は、1ヶ月として算定した 額とする			
5、使用料徴収方法	納入通知書により毎月徴収	納入通知書により毎月徴収	納入通知書により毎月徴収		納入通知書により毎月徴収			
6、維持管理方法	管理を業者委託	直営	管理を業者委託		直営			
7、新設等の費用負担	新設等をする者の負担	新設等をする者の負担	新設等をする者の負担					
8、工事の実施	町長が指定した業者が行う 町が設計審査、工事完成検査 を行う	村長が指定した業者が行う 村が設計審査、工事完成検査 を行う	町長が指定した業者が行う 町が設計審査、工事完成検査 を行う		町長が指定した指定工事店が 行う			

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第45-1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	45、上下水道事業の取扱い	中項目	2、下水道事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
9、加入金(分担金)	1戸当り 162,000円	1戸当り 120,000円	水道管つなぎ込み径 13mm 150,000円 20mm 180,000円 25mm 278,000円 40mm 713,000円 50mm 1,110,000円 50mmを超える場合は、その都度、町長と協議する 上記金額に、工事に要した対象経費の10分の1の額を加算する 1円未満の端数は切り捨て		土地の面積 (㎡) 0～100未満 70,000円 100～200未満 80,000円 200～300未満 95,000円 300～400未満 105,000円 400～500未満 120,000円 500～600未満 130,000円 600～700未満 145,000円 700～800未満 155,000円 800～900未満 170,000円 900～1,000未満 180,000円 1,000以上 190,000円 5年に分割して徴収する			

協議事項に係る参考資料

協定項目 第45-1号

大野郡5町2村合併協議会

【上・下水道事業基本方針】

上・下水道事業については、生活に重要な影響のある公営企業等として、独立採算制を原則としており、各町村によって事業規模、運営制度、給水条件、使用料金等に差がある場合がある。

上・下水道事業については、住民生活に極めて密接に関係し、かつ重要なものであるため、市町村合併を行う場合には、住民の生活に影響を及ぼさないよう、十分に新市町村における上・下水道事業の運営について検討し、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することが適当である。（「合併協議会の運営の手引き」より）

【根拠法令】

<下水道法>

（この法律の目的）

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（ 屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- 三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- 四 流域下水道 もつばら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。
- 五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。
- 六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- 七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。
- 八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

（管理）

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

合併市町村に対する財政措置

合併を機に行われる新しいまちづくり、合併関係市町村間の公共料金格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するために特別交付税による包括的財政措置が講じられる。

【先進事例】

北蒲原郡南部郷合併協議会（平成16年4月1日合併予定）

- 1) 下水道に関すること
 - 下水道使用料 現行のとおりとする。
 - 排水設備設置の助成制度 安田町の例による。
 - 排水設備設置資金融資・利子補給制度 安田町の例による。
 - 受益者負担金の徴収制度 現行のとおりとする
- 2) 農業集落排水に関すること
 - 農業集落排水処理施設使用料 当面現行のとおりとし、新市において調整を図る。
 - 排水設備設置資金融資・利子補給制度 安田町の例による。
 - 分担金の徴収制度 現行のとおりとする。
- 3) その他汚水処理施設に関すること
 - 汚水処理施設使用料 当面現行のとおりとし、新市において調整を図る。
- 4) 排水設備工事業者に関すること
 - 工事業者の指定
 - ・公認手数料は、1件につき5,000円とする。
 - ・指定期間は、3年とする。

養父郡合併協議会（平成16年4月1日合併予定）

- 1, 下水道施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。
- 2, 加入金については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- 3, 工事負担金については、現在整備中の地域もあるため、新市に移行後、当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- 4, 使用料金については、事業継続地域があるため、新市に移行後、当分の間現行どおりとし、随時調整する。

富士河口湖町（平成15年11月15日合併）

1. 使用料金及び管理方法については、当面現行のとおりとするが、統一に向けて新町において調整する。
2. 事業会計については、合併時に統一し、下水道特別会計、精進特定環境保全公共下水道特別会計及び本栖下水道特別会計の3つの特別会計とする。
3. 精進特定環境保全公共下水道及び本栖下水道の維持管理については、新町においても引き続き管理組合へ委託する。
4. 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、新町においても継続する。

あさぎり町（平成14年4月1日合併）

- (1) 受益者分担金については、上村、免田町、須恵村、深田村の例による。
- (2) 下水道使用料については、上村、免田町、深田村の例による。
- (3) 水洗便所改造工事費等助成制度については、上村の例による。
 - ただし、助成条件については、居住要件及び居住要件に該当しないものの取扱い規定を削除し、供用開始後3年以内に接続したものに適用する。
- (4) 生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金については、上村、免田町、須恵村、深田村の例による。

南アルプス市（平成15年4月1日合併）

- ・公共下水道の取扱い
 - 基本的には現状のまま新市に引き継ぎ、使用料や助成制度などはできるだけ統一し、住民の負担とならないよう可能な限り調整する。
- ・農業集落排水事業の取扱い
 - 芦安村だけで実施している本事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。
- ・使用料及び手数料（建設関係）の取り扱い
 - 1) 公共下水道料金については、県の指導基準を基に統一する。
 - 2) その他の使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。
- ・補助金（建設関係）の取扱い
 - 1) 水洗便所設置費補助金制度については、全市を対象とし若草町の例による。
 - 2) 水洗便所等改造資金融資斡旋制度については、白根町及び櫛形町の例に合わせるが、この制度に若草町で実施している宅内排水設備等の改造工事資金の利子補給も加える。
 - 3) 排水設備設置費補助金制度については、全市を対象とし白根町及び櫛形町の例による。

協議事項に係る参考資料（町村別公共下水道、農業集落排水施設状況）

協定項目 第 45 - 1 号

平成14年度施設状況

大野郡5町2村合併協議会

町 村 名	三重町	清川村	緒方町	大野町	計
事 業 種 別	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	特定環境保全公共下水道	
供用開始年月日			H2.1.10	H12.3.31	
処 理 区 域	上田原地区		馬場農業集落排水処理施設 大字馬場 字大石、寺田、カモウ、下土甲、ホキ上、市口、天神下、野間、イサリ町、東仙寺、桑原、本田、ミツエ、大久保、柏木、松山、東福寺、大平の一部 大字下自在 字今宮、枝石の一部、上市の一部、下市、小室の一部、小柳の一部、大石 大字井上 字松手久保、中ノ原、榎町、浦久保、天神山、牛ノ田、中ノ切の一部、寺縄手の一部 大字野尻 字野尻の一部、五反田の一部 緒方中央地区農業集落排水処理施設 大字下自在 字小柳の一部、小室の一部、上市の一部、枝石の一部、戸ノ上、長迫、辻、横田 大字上自在 字恵良、宮ノ下、市木、迫、三反畑、木ノ上、園田、寺田、池ノ内、小無類、ヒナタ、堺 大字軸丸 字クシケの一部、五斗栗の一部、横田の一部 大字原尻 字ケンバ、滝部 原尻農業集落排水処理施設 大字原尻 字六箱、原、中村、宮ノ下、中馬場、道辻 知田農業集落排水処理施設 大字知田 字大善寺、中ス、屋敷、長畑、宮ノ下、正用、井田、竹ノ下、川久保、ケ瀬蓋、年ノ神、堀口、寺ヶ迫	大野町特定環境保全公共下水道区域内（田中処理区）	
終末処理場の位置	上田原1139 - 4, 1140 - 4番地	大字臼尾875	馬場345-1、上自在349、原尻577、知田179-16	大野町大字田代1701番地の1	
行政区内人口（A）	18,321	2,691	6,666	5,709	33,387
全体計画人口	300	1,640	4,780	1,600	8,320
現在排水区域内人口（B）	247	932	2,533	1,106	4,818
現在水洗便所設置済人口	225	510	2,058	571	3,364
行政区域面積（ha、a）	16,217	4,718	14,796	10,949	46,680
全体計画面積（ha）	9	52.5	89.5	78	229
現在排水区域面積（ha、b）	9	52.5	89.5	61	212
総人口普及率（%、B/A）	1.35%	34.63%	38.00%	19.37%	14.43%
総面積普及率（%、b/a）	0.06%	1.11%	0.60%	0.56%	0.45%
下水管敷設延長（km）	5	8.91	28.86	16	59
うち污水管延長（km）	5	8.91	28.86	16	59
うち雨水管延長（km）	0	0	0	0	0
終末処理場数	1	1	5	1	8
計画処理能力（m ³ /日）	81	443	1,291	700	2,515
現在最大処理水量（m ³ /日）	59		1,590	220	
年間総処理水量（千m ³ ）	14,423		230	49	
年間有収水量（千m ³ ）	14,423		230	48	
年間総汚泥処分量（m ³ ）	45		577	356	
ポンプ場数	1	14	11	4	30
ポンプ場排水能力（m ³ /日）	1		146	—	
職員数	1		2	0	

現在、整備事業実施中であるため、次の数字については計画数である

協議事項に係る参考資料（公共下水道・農業集落排水特別会計年度別決算状況）

協定項目 第 45 - 1 号

（単位：円）

町 村 名	三 重 町			清 川 村		緒 方 町			大 野 町			合 計		
	農業集落排水			農業集落排水		農業集落排水			特定環境保全公共下水道					
事 業 種 別	上田原地区					馬場、緒方中央、原尻、知田			田中処理区					
地 区 名	特別会計			特別会計		特別会計			特別会計					
会 計 方 法				事業実施中										
事 業 状 況														
項 目	H12	H13	H14	H13	H14	H12	H13	H14	H12	H13	H14	H12	H13	H14
分担金及び負担金														
分担金	0	11,016,000	0	0	0	420,000	60,000	240,000	20,400,000	7,583,500	6,814,500	20,820,000	18,659,500	7,054,500
使用料及び手数料														
使用料	0	1,798,821	2,558,642	0	0	40,965,100	41,538,240	41,625,802	1,566,180	5,535,130	8,136,120	42,531,280	48,872,191	52,320,564
手数料	0	239,502	0	0	0	0	0	0	346,200	69,000	375,300	346,200	308,502	375,300
国庫支出金														
国補助・支出金			0	0	79,170,000	12,687,000	50,750,000	175,444,000	66,780,000	77,620,000	50,000,000	79,467,000	128,370,000	304,614,000
県支出金														
県補助・支出金	100,768,000	3,037,000	0	26,730,000	15,600,000	6,490,000	10,000,000	41,400,000	15,001,800	14,990,000	10,220,000	122,259,800	54,757,000	67,220,000
財産収入														
財産運用収入	99,423	120,949	23,308	0	0	139,768	68,778	40,258	83,823	44,153	20,273	323,014	233,880	83,839
繰入金														
他会計繰入金	19,571,000	3,753,000	9,508,000	4,301,000	15,954,000	48,713,000	54,246,000	75,099,000	30,650,000	30,416,000	39,429,000	98,934,000	92,716,000	139,990,000
基金繰入金	0	0	709,000	0		0	0	10,000,000	2,250,000	2,904,000	13,782,000	2,250,000	2,904,000	24,491,000
繰越金														
繰越金	186,644	109,686	3,768,396	0		17,967,831	8,270,235	8,896,970	1,012,050	3,564,807	4,364,348	19,166,525	11,944,728	17,029,714
諸収入														
諸収入	8,229	2,939,292	87	0	758,000	872,500	1,000	595,103	1,000	5,275,360	4,330,835	881,729	8,215,652	5,684,025
町・村債														
町・村債	79,300,000	0	0	22,800,000	78,800,000	13,900,000	49,800,000	162,500,000	113,900,000	119,100,000	76,600,000	207,100,000	191,700,000	317,900,000
歳入合計	199,933,296	23,014,250	16,567,433	53,831,000	190,282,000	142,155,199	214,734,253	515,841,133	251,991,053	267,101,950	214,072,376	594,079,548	558,681,453	936,762,942

歳 出	総務費														
	総務管理費	16,699,423	7,788,365	6,089,113	4,400,000	8,153,000	17,275,242	24,649,152	51,947,492	35,521,347	30,643,146	22,639,253	69,496,012	67,480,663	88,828,858
	事業費														
	維持管理費	0	702,656	3,112,755	0	0	37,278,736	25,956,243	32,402,809	0	0	14,349,873	37,278,736	26,658,899	49,865,437
	建設改良費	179,847,093	5,719,897	0	49,372,733	166,016,000	32,667,490	107,804,887	356,394,219	201,258,991	209,822,033	139,977,034	413,773,574	372,719,550	662,387,253
	公債費														
公債費	3,277,094	5,034,936	6,190,072	0	294,000	46,663,496	47,427,001	50,754,436	11,645,908	22,272,423	34,806,646	61,586,498	74,734,360	92,045,154	
予備費															
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳出合計	199,823,610	19,245,854	15,391,940	53,772,733	174,463,000	133,884,964	205,837,283	491,498,956	248,426,246	262,737,602	211,772,806	582,134,820	541,593,472	893,126,702	

歳入歳出差引額(繰越額)	109,686	3,768,396	1,175,493	58,267	15,819,000	8,270,235	8,896,970	24,342,177	3,564,807	4,364,348	2,299,570	11,944,728	17,087,981	43,636,240
--------------	---------	-----------	-----------	--------	------------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	------------

清川村は、平成13年度から事業に着手しているため、平成12年度は決算はありません。

内8,039,000円は、14年度繰越明許費